

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成22年9月2日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
6番	杉 浦 光 男 議員	7番	平 野 龍 司 議員
8番	山 田 英 明 議員	9番	石 橋 敏 明 議員
10番	平 野 敬 祐 議員	11番	村 山 金 敏 議員
12番	安 井 明 議員	13番	松 山 廣 見 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

5番	中 村 定 志 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
----	------------	-----	------------

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長

経済建設部次長 加藤 慎 君

兼環境課長

総務防災課長 神谷 元弘 君

兼都市計画課長

会計管理者 塚本 邦広 君

兼出納室長

監査委員事務局長 福井 康夫 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

月岡 修一 議員

三浦 桂司 議員

杉浦 光男 議員

山盛左千江 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に17番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○17番(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

本当に久しぶりの壇上での一般質問でありますので、非常にすがすがしい気持ちであります。

一生懸命、質問をさせていただきますので、当局の皆さんにも、しっかりとした答弁をお願いしたいと思います。

最初に、通告にありますように正副区長の立場にもっと光をとということで、現在27区の正副区長さんの立場にもっと光をもたらしたいとの思いがありまして、3項目にわたり質問をさせていただきます。

豊明市の行政の一端を支えている正副区長さんたちの日ごろの努力に対して、当局はさらなる感謝を込めた真摯な姿勢を示していただきたいと、かねてより強く感じていました。

現実には、私の地元であります坂部区の歴代正副区長さんたちの行動しか把握しておりませんが、さまざまな場所を通じて市内の区長さんたちのご苦勞を拝聞したり、または、坂部区以外の人々から直接、その方々の地元である正副区長さんの仕事が、いかに激務かを認識された内容について話を伺い、さらには、日々の正副区長さんの行動を評価して、正副区長さんに対する現在の年間報酬程度でお茶を濁している市の姿勢は許されていいのかどうかと、疑問を投げかけてくる人々がたくさんいることは事実であります。

何とかもう少し報酬を上げてもらうように市と交渉をしてやってくれないか、そんな真実な気持ちを私に伝えてくださる方もおみえになりました。

そこで、お尋ねをいたします。

全国的に経済不況が叫ばれている昨今ですから、あえて豊明市の財政状況を、「厳しい財政の中」と標題には書きましたが、実態を言えば、豊明市の財政運用は決算書が物語るように健全な状態です。

例えば、27区の正副区長さんの報酬を、一律10万円上げたからといって、総額で540万円です。540万円の当初予算、または補正予算が組めないなんていうことは、絶対にあり得ません。

私は監査委員を経験させていただいた立場から申し上げれば、ほかに削らなければならぬ事業が、かなり存在していると認識をしております。

市職員の皆さんも、市内27区の年間行事や事業内容に余りにも隔たりがあり過ぎることは、十分に認識をされているはずです。

したがって、当然ながら正副区長さんたちの年間の活動実態には大きな差が生じているわけです。その実態を市当局は十分に認識をしながら、長年、同額の報酬のあり方は不自然としか思えません。

活動実態に即した報酬のあり方を早急に検討するとともに、多少なりとも報酬を上げさせていただき、日ごろの努力に報いていただきたいと思っております。

当局の見解を求めたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に移りますが、私は27区の区長さんのお名前も顔もすべて承知できていません。

来庁されたときや公式の行事、または地域の行事のときにお会いをしても、あいさつを交わすこともできず、随分失礼をしているような気がしております。市の職員の皆さんも同じような感覚ではないかと受けとめております。

何とかして一目でどこの地域の正副区長さんでいらっしゃるのか、判断ができるような工夫と配慮をしていただきたいと思っておりますので、見解を求めたいと思います。

続きまして、3つ目の質問ですが、若い職員さんには正副区長さんの立場が、いかに市

行政にとって重要な位置づけにあるのか、十分に認識を持った上で対応をしていただきたいと思っておりますが、日々適切な指導をお願いしたいと考えております。

現状において、どのような指導をされているのか。また今後、検討されるのか、お聞かせください。

今は若い職員といえども、いずれは幹部職員として重責を担う職員もいるわけですから、若いうちから基本的な指導は欠かせないと思っております。

当局の見解をお聞かせください。

続きまして、チャイルドシートの貸し出しを検討していただきたいということで、質問事項をつくらせていただきました。

数年前からチャイルドシートの貸し出しを検討していただきたいとの思いがありまして、質問事項に含めました。

現在、豊明市としてはファミリーサポートセンターを拠点として、チャイルドシートの貸し出し業をされているとのことでありますので、その部分については触れずにおきます。

今回の質問は、緊急時にチャイルドシートが必要な場合の貸し出し制度を検討していただけないかと、内容を変更させていただきますので、その趣旨に沿って答弁をしていただければ幸いです。

現在はチャイルドシートそのものが非常に安価になっているようです。したがって、若い世代のお嫁さんでも、経済的な理由で「チャイルドシートを買えません」というような家庭は皆無かなと思わざるを得ませんが、さまざまな事情によってチャイルドシートが必要な事態が生じる場合があります。

チャイルドシートの使用は法律で規定をされておりますので、幾ら近くに出かけるからと言っても、チャイルドシートの未使用は許されません。

そのような場合に、わざわざ自宅に帰ればあるチャイルドシートを買わなくても済むように、一時的な貸し出し制度があれば、喜んでくださる方々もたくさんおみえになるのではないかと考えております。ぜひ、この点を検討していただきたいと思えます。

当局の見解を求めるものであります。

最後になりますが、小中学校の英語教育について質問をさせていただきます。

先日の中日新聞の中で、民主党がJETの活動も事業仕分けの中に含めているようであります。

日本の英語教育の発展の中で、今後、JETの利用を縮小してしまつては困る自治体も出てくるのではないかと懸念をしております。

豊明市はJETとのかかわりはどのようになっているのかわかりませんが、質問事項に含めてありますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、最初の質問に入ります。

現時点における小学校の英語教育の目的について詳しくお聞かせください。

2つ目です。現時点における小中学校の英語教育におけるALTの役割についてお尋ね

をいたします。

続きまして、先ほど申し上げましたJETとの関連についてお答えを求めたいと思います。

最後に、小学校における英語教育を、平成 23 年度から本格的に推進されることは結構ですが、英語を教える先生の十分に教えられる体制が整っていないのではないかと心配をしております。

英語教育が軌道に乗るまでの期間、そして、緊急的に英語担当の先生が欠勤になった場合を想定して、豊明市内で英語教室を開催している先生方に協力を仰ぐ必要があるのではないかと考えております。

これらの一般社会において英語教室を開催している先生方は、英語を教える能力は多分、これから学校で教えようと猛勉強をされている現場の先生よりも能力的にはすぐれたものがあると考えております。

さらに、英語を担当される学校の先生方の負担も、今まで以上に相当なものになっていくことが考えられます。学校の先生方の必要以上の負担を軽減する意味でも、民間で活躍されている英語の指導者のご理解を得た上で、緊急時のお助け先生として登録制度をつくり、有償ボランティアとして協力していただけるような配慮をしておいたほうが賢明ではないかと考えておりますが、担当部局の見解を求めたいと思います。

以上で私の壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.5 ○市民生活部長(平野 隆君)

それでは、市民生活部のほうからは、正副区長さんの立場にもっと光をとということで、3点のご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

1点目の区長報酬等々の配分を含めた検討をすべきではないかということでもあります。

その前に、正副区長様には日ごろから地域行政、それから地域コミュニティー等にご尽力をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

高い席ですが、本当にここから感謝をいたすものです。

そこで、ご質問の正副区長さんの報酬ということでもあります。今現在、私どもの考え方として、区長様は非常勤特別職という立場ということで、市からいろんなことを委託しているということから、27 区の区長さんには、今は平等性を損なわないようにという考え方で、現在は同額報酬とさせていただいているところであります。

しかしながら、正副区長さんには地域コミュニティーの代表という立場でもありまして、地域組織の活性化、あるいは地域課題の解決に向けて、日ごろそのリーダーとしての役割を担っていただいている、いわゆる要職者になっているということも、十分認識しているつ

もりであります。

ご質問のこの報酬額、あるいは配分等々につきましては、先の区長会等でも一部区長さんからのご発言といえますか、ご意見があることも事実であります。

したがって今、他市の状況等々を勘案することも一つ含めまして、その他いろんなまちづくり協働地域活動推進条例の中でも、区長会の組織化ということの命題がございますので、年内にでも区長さんのほうに招集、お声をかけさせていただいて、今のこの区長報酬についてざっくばらんな考え方もお聞きしたいということで、今、年内にでも会議を持ちたいというふうに思っております。

それから、2点目の正副区長さんへの工夫と配慮ということであります。

本年度、第2回の区長会におきまして、正副区長さんには、我々がやっている物と同じような名札を作成してお渡しをいたしました。

職員はこういったオレンジ色のもの、非常勤の方については、台紙の色を黄緑色にしようということで、黄緑色の台紙で作成して配付させていただきました。来庁時のときにぜひ使用してくださいということをお願いしております。

また、地域によっても、必要であれば着用していただければということの思いで配付をさせていただいたところであります。

この名札については、区長さんがかわられても、毎年5月の第1回区長会の折には、同じ黄緑色の台紙の名札を、今後も継続配付をしていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の役割の重要性を職員への指導ということであります。

市では、職員に対しては正副区長さんが年度初めに決まりますと、庁内のイントラに、これは職員専用のネットワークですけれども、掲載をさせていただいているわけです。

その際に今、議員が言われるように区長さんの役割、あるいは、先ほどの名札の着用を、こういう色の名札をしている方は区長さん、あるいは副区長さんですという周知等々をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.7 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部よりチャイルドシートの貸し出しにつきまして、ご答弁を申し上げます。

チャイルドシートの使用が義務化をされまして、10年が経過をいたしました。ほとんどの世帯でチャイルドシートは普及しているものと思われま。

しかしながら、議員も申されましたとおり、緊急でやむを得ず必要となることもあると思わ

れますので、緊急一時用に現在、子育て支援センターにありますチャイルドシートを、必要な方に利用していただけるような研究をしてみたいと考えております。

あわせて、今後はチャイルドシートの数のある程度、確保する必要があると考えておりますので、利用しなくなった方からの寄贈をお願いしてみたいと考えております。

終わります。

No.8 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.9 ○教育部長(竹原寿美雄君)

教育部のほうからは、小学校英語教育について、4点についてご答弁を申し上げます。

まず、1点目でございますが、現時点における小学校英語教育の目的はということでありますが、現時点における小学校英語教育、外国語活動であります、の目的につきましては、学習指導要領では、「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する」ことを、小学校英語活動の目標としております。

そのために、外国語を積極的に聞いたり、話したりして、コミュニケーションを図る楽しさを体験し、その大切さを理解するよう指導することが求められております。

また、コミュニケーション活動を通じて、外国語の音声やリズム等に慣れ親しんだり、日本語との違いを知り、言葉のおもしろさや豊かさに気づかしたりするようなことも大切と考えております。

それから、次に2点目の現時点における小中学校の英語教育のALTの役割についてありますが、小学校英語活動の指導者に関しましては、学級担任を中心にALT、いわゆる外国語指導助手や英語に堪能な地域人材等のチームティーチングを基本とすべきとしております。

そこで、小中学校とともに、ALT等が主に音声面を担当し、児童生徒が積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする雰囲気をつくる役割も期待されております。

したがって今後、ALTが積極的に活動し、英語の授業で子どもの聞く力を高め、楽しくコミュニケーションをする態度を育成できるよう、教員研修の充実を図ってまいります。

かわりまして3点目は、豊明市とJETとの関連はどのような内容にということですが、JETプログラム、いわゆる語学指導等を行う外国青年招致事業であります、これは総務省、外務省、文部科学省の協力で事業が行われておりますが、そうしたプログラムでALTの派遣事業も行われております。

豊明市にも希望調査が以前ございましたが、市の教育委員会では独自にALT派遣事業を実施しておりますので、このJETにはALTの派遣の依頼をしておりません。

それから最後、4点目になりますが、市内で英会話を教えている先生を、有償ボランティア

アとして登用したらどうかという問題であります。

現時点では、小学校の外国語活動が可能な限り、ALTとのチームティーチングで授業ができることを最優先で、現在、条件整備を進めていきたいと考えておりますが、人材を有効に活用させていただくことは、非常に重要なことと考えております。

ご提言をいただきました有償、それから無償も含めて、有償、無償ということを含めて、今後研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁を終わります。

No.10 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.11 ○17番(月岡修一議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

せっかく、教育部長に最後に答弁をいただきましたので、小学校の英語教育についてから再質問に入らせていただきます。

小学校の英語教育の目的は今、答弁をいただきましたが、振り返りますと、私どもも義務教育として中学校、または高校、または大学と、英語の授業に強制的に取り組んでこられた。一応学校で英語教育を受けた人が、もうすべての国民なわけですね。

しかし、部長が先ほどおっしゃったように、英語の授業というのは、コミュニケーションをとるための手段でありますので、基本的には英会話ができることが目的ではないのかなと思っているんですね。

しかし、何を勘違いしているのか、日本の国は高校や大学受験の勉強のための英語教育になってしまっていると、そのような錯覚が長年されてきたように思っております。

今回の先ほどの答弁ですと、子どもたちに外国語の楽しみや興味を持っていただく。そういったことが、例えば中学生の英語教育に移行した場合に、非常に大きな働きをするのかなと、今現在は期待をするわけです。

来年度から、本格的に始まるわけですから、今までチームティーチングとか、ALTの先生方の様子を見たり聞いたりはしておりますので、その件に関しては余り申し上げますと、批判的な内容になってしまいますので申し上げますが、本当に子どもたちに四角四面の教育じゃなくて、特に外国語というような異文化を教える場合は、本当にノートも教科書もないような、そのようなオープンな雰囲気の中で言葉を覚えないと、なかなかいすに座っていないとか、姿勢を正しなさいとか、先生の言うことを聞きなさいとか、そのような従来からの先生が規律を押しつけた上で、やりやすい授業を進めようとする、子どもたちの能力には届かないと思っているんですね。

その点、本当に自由な雰囲気豊明市がやろうとしているのかどうか、再度ちょっと確認をさせていただきます。お願いいたします。

No.12 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.13 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この英語教育のまず小学校のことについては、ご答弁を申し上げました。

小学校においては、このコミュニケーションを図って、英語の楽しさを知っていただくと。それから英語というもの、いわゆる世界の中の英語というものを理解していただくというような位置づけで、小学校については教育はされているというふうに思います。

ただ、中学校に入りますと文法等、いわゆる受験等の問題も入ってきますので、小学校のようなコミュニケーション重視というわけにはいきませんが、引き続き英語の楽しさを含めて、教育を受けていただくように努力をさせていただいております。

それから、英語のほうの教育につきましては、先にお認めをいただきました電子機器、いわゆる電子黒板も全学校に配置をさせていただけることができました。

こうしたものも活用しながら、それから、議員のご提言の中にありました市内のいわゆるそうした英会話が堪能にできる方、いわゆるそういう有用な人材の方を、今後は積極的に活用していく必要があるのではないかとというふうに考えております。

以上、終わります。

No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.15 ○17番(月岡修一議員)

きょうの教育部長の答弁は、非常にもう満点に近い状態で、いつもと感触が違うなと思っているんですけども、久しぶりに4期生が質問をするということで、随分気を遣っていただいているのかなと思いますが、重ねてお尋ねを申し上げますけれども、小学校はALTと学校の先生との兼ね合いで楽しさを重点にと、それはそれでいいと思いますが、先ほど答弁をされましたように、中学生になりますと、文法等の高校受験等の授業も始まる。

しかし、英語の授業の中でALTも実際は存在して、英語会話等も活発になってくるということが予想されるわけですね。

教育長にお尋ねしますけれども、いっそのこと、中途半端な授業体系をこれから進めるのではなくて、ALTを最大に活用しようと考えているのであれば、英語の一般授業と従来からの教科書に基づいた文法的な授業と、それとラボラトリーを中心とした、会話を重視したような授業体系と、これから子どもたちが世界の中で英語でもって活躍しようと思ったら、そのくらいの感覚で授業を続けられないといけないと思うんですが、まあ今すぐやれとか、そういうことではないんですけれども、将来的にどうでしょうか、教育長。

教育長の感性でお答えをいただきたいと思います。

No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.17 ○教育長(後藤 学君)

私も興味を持って小学校の外国語活動、あるいは中学校の英語の授業、こういったものを見させていただいておりますけれども、小学校のほうは先ほど教育部長が申し上げたように、子どもたちに英語を楽しんでもらうという、そういう感覚でやっております。

子どもたちは本当に楽しそうに、ゲームを楽しむようにやっております、現状のままでいいのかなというふうに思っております。

それから、中学校のほうは、私は見に行き行って驚いたんですが、私どもが中学校時代に受けた授業と比べますと、今はかなり会話をする、実際に使ってみることですね。英語を使ってコミュニケーションをするというようなことに重点を置いてやっております、語学ですから、最低限の文法ですとか、あるいは解釈の技術ですとか、そういったことは中学校でも勉強してもらわなければなりませんけれども、かなり工夫がされてきている。

しかも、そこにALTが入ってネイティブな英語、それから、外国人と直接接することができるというような機会も設けられておりますので、先ほどお話のありました地元の人材をどう活用するかというようなことは、また今後検討していきたいと思いますが、私はそれなりにいい方向に進んでいるのではないかなというふうに思っております。

No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.19 ○17番(月岡修一議員)

教育長からラボラトリーの教育が必要かどうかという答弁はなかったんですが、それに

については、また特段追求する気はございませんので結構ですが、1つ、豊明中学校でALTの先生と、現場で英語教育と言われる英語を担当する先生が、英語の授業に携わっている現場を見させていただきました。

たまたま、そこに多分ブラジルの子でしょうか、含まれていたようで、ポルトガル語の通訳の方もいて、ちょっとその方とお話をさせていただく機会があったんですが、日本の教育のあり方というのは、補助教員という立場で、学校の先生たちは多分強い思いがあると思うんですね。

私が英語の先生よと、私が中心になって指導すると。しかし、現実にはALTのほうがネイティブな発音で、その国の言葉を持って生まれたのか、勉強したのかわかりませんが、はるかに能力が高いわけですよ。

しかし、ちょっとかいま見た限りではございますけれども、その優秀なALTに対して、先生が例えば短い文章を発音した、単語を発音した。それをネイティブな先生にもう一度発音してもらいますからという程度の活用なんですね。

それを見たときに、非常にもったいないと。ネイティブな文化とか、ネイティブな人たちの姿とか、そういったものを通して英語を教えよう、英語に親しんでもらおうと思うならば、もっともっとその人たちがALTを活用して、1時間のうちの半分以上は文章を読んでもらう、会話をしてもらおう。そういうような形態をとるべきじゃないのかなと、たまたまそう思ったんですね。

そういった意味で、私は将来的に多分懸念しますのは、やっぱり学校の先生というのは担任制ですから、私がこの教室の担任だとなりますと、あくまでもあなたはALTですから、補助教員だよと。私の指示に従いなさいと。日本人の性格ですと、このようなことが起こり得るんだと懸念しております。

先ほど教育部長は、これからさまざまな分野で先生方の教育をほどこすということでしたので、どうしてもそういった人間関係とか、教育現場においてALTと現場の先生との関係とか方向性とか、そういったものを円滑にしていっていただきたい。

その点に関して、どのような今は指導をされているのか。現時点で答弁ができるような内容でしたら、ご答弁をいただきたいと思えます。

No.20 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.21 ○教育部長(竹原寿美雄君)

今のご質問ですが、現在は、ご答弁の中で申し上げましたALTとのチームティーチングを、今は基本としております。

ですので、具体的に今のご質問の中にありましたような作業というのか、教育というのか

は、今は特筆して申し上げるようなものはございませんので、よろしくお願いします。
以上です。

No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
月岡修一議員。

No.23 ○17番(月岡修一議員)

それでは、最後にお伺いしますけれども、先ほど部長さんも教育長さんも、市内で活躍をされている英語能力を持った、英会話教室を指導されている先生がたくさんいるということは、認識をされているということはよくわかりました。

できましたら、かかわりたくないという先生方もおみえになるかもしれませんが、私が先ほど質問の中で申し上げましたように、いかなる事態があつて、英語担当の先生が欠勤になるかもわかりませんし、さまざまな事態が予想されるわけですね。

ですから、先生方のご意向がどうであろうと、とりあえず初期の段階で一度、ALTと学校の先生が指導されている英語の現場教育を体験していただく、雰囲気を知っていただく。こういう程度でやっておりますよと、そういったことを2～3度やっていただいて、私はその中でもし参考になることがあつたらご意見をくださいとか、もしも緊急のときには、こういった内容でしておりますので、多少その授業内容を把握しておいていただけると助かるとか、そういったことから始めていけないのかなと思うんですね。

数年たつていきなり、先生が欠員したから、どこかの先生に来てくださいでは、またお互いに困ってしまうと思いますので、ALTの先生とも顔見知りであつてほしいし、また現場の先生とも顔見知りであつてほしいなと思うんですね。

これを最後の質問にしますけれども、その点に関してどのようにお考えでしょうか。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
後藤教育長。

No.25 ○教育長(後藤 学君)

基本的に、小学校にしても中学校にしても、授業は教師が責任を持たなければいけないというのは、これが大原則です。

その場合に、そういった英語力のある方にご支援をいただくということは、これはまた学校のほうは大歓迎ですので、学校はいつでもオープンにしておりますので、そういった方

に、関心のある方については、ぜひ学校に来て、見ていただけるようにしたいというふうに思っております。

No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.27 ○17番(月岡修一議員)

いずれにしても、英語教育は本格的には来年度からということになっておりますので、また、その内容をじっくりと見させていただいて、いい方向にいくように、必要があれば、また言葉を出していきたいなと思っておりますので、どうぞ真摯な態度で英語教育に臨んでいただきたいとお願いを申し上げます。

チャイルドシートの貸し出しにつきましては、全く再質問をする必要もない答弁でありますので、ぜひとも数を増やすとおっしゃいましたので、借りやすい状況をつくっていただきたいなど。

今のファミリーサポートセンターの中で、会員の皆さんが有効に活用をされているのは承知しておりますが、それにつけ加えて非常時の場合、貸し出しをするという内容でありますので、満点の答弁だと思っておりますが、ぜひとも1人といえども、困った人が救われるような行政であってほしいと思っておりますので、その点を大切にして進めていただきたいとお願いを申し上げます。

それでは、正副区長の立場にもっと光をということで、再質問を申し上げます。

先ほどの中で、報酬に関して、報酬の配分が恐らく市民生活部長は、まあ個人的には公平じゃないという考えを持っていらっしゃるんだと思うんですが、行政の部長という立場ですから、本音は言えないということは理解しておりますが、ただ一言懸念しますのは、「よその市町の動向を見て」ということは、いつも部長さんたちの答弁の中に入ってくるんですね。

なぜ、よその市町の報酬関係の動向が必要なのか。市の内容も違うわけですよ。区の数も、区民の数も違うわけですよ。そういった内容で、よその報酬だけを参考にするという実態は、私にとっては非常に安易であり、不自然だなと思うんですね。

ぜひともそういう見解はやめていただきたいし、できれば豊明市独自の報酬のあり方のしっかりとしたものをつくっていただいて、そして、それが逆によその市町から、「豊明方式がいいんじゃないか」と言っていただけるようなものを、検討していただきたいと思うんですが、再度、その点に関して答弁を求めたいと思います。

No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.29 ○市民生活部長(平野 隆君)

先ほども言いましたけれども、確かに区長さんについては、それぞれ地域性がありまして、いろんな差といいますか、例えば余り例には出したくないですけども、確かに感じている部分はあります。

来庁の回数を見れば、それが明らかなのかなという感じはしますけれども、先ほど他市の状況と言いましたのは、たまたま区長会を組織するという意味で、よその市町さんがどういった経営形態でという、その第2次的な話で区長の報酬をたまたま付随で聞いたということで、他市の事例ということで申し上げました。

それだけは、ちょっとご理解をいただきたいと思います。

この区長の報酬について、増額とか配分で、まず増額について若干言えば、今は職員と同じようないろんな任用だとか、それから公務災害等々も同じようなことですので、人勧というのが、もし仮に上げるとすれば、人事院勧告というのが、職員同様、一つの参考になるかなとは思いますが。

その額の配分、あるいは、区の交付金のように総額を決めて、差をつけてということの考え方も一部あるかと思いますが、先ほど言いましたように、これはいまだかつて区長制度をしいてきて、報酬額についての議論もかなり前からあるというふうに聞いておりますので、先ほど言ったように現区長さんが中心になりますけれども、そこら辺の考え方、新規の方、それから経験年数の古い方、いろいろな区長さんの立場がありますけれども、ざっくばらんに一度お話を聞こうかなと。

その中で、市独自の報酬のあり方を検討する一つの参考にしたいというふうな思いで、年内にでも一度招集とか、声かけをさせていただきたいというふうに今は思っております。

No.30 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.31 ○17番(月岡修一議員)

豊明市内の区長さんに対して一律に同額をとというのは、行政としての判断は当然かもしれません。

しかし、実態は大変失礼な物の言い方をすれば、二村台の一部の地域と坂部、大脇、前後、または、その他大勢の住民のいるそういうところの区長を務められるご苦労は、大変な差があるのは事実なんですね。

そういったものを、いつまでも一律でなければいけないという考えがいいのか、今少しおっしゃったように、人事院勧告というものがあるならば、そこで積極的に配慮していただくことも必要でしょうし、そこでどうしても行政として一律でなければいけないという考えが崩れなければ、別の方法で、別の手当として検討する必要もあるんじゃないかと。

年間行事も相当に違う、住民数も違う、そういったことを勘案すれば、いつまでたっても同じ区長さんだから同一報酬でという考えは、いかがかなと思います。

決して、その区長さんたちを軽く見ているわけではないんですが、本当に大半の区長さんは一生懸命、市の行事を務めようと頑張っております。私はもう長年、坂部区の区長さんたちを見ておりますので、本当にすばらしい行動であると認識をしております。

そういったことに対して、現在、約30万ぐらいの報酬で、年間で割ると、1日当たり1,000円弱ぐらいで、朝から晩まで、月割りにすると相当数の時間働いている場合もありますが、それが本当に行政でいう適正な報酬なのか、本当に理解をしかねるところであります。

したがいまして、くどいようですけれども、一律報酬に関しては結構です。また、区長さんたちの中で改めて問題提起をしていただきたい。

しかし、改めて申し上げたいのは、その行動に差がある、年間行事に差がある場合において、何らかの形で区に特別枠の補助金という形で提出ができないものかどうか、その辺はいかがでしょうか、部長さん。

No.32 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.33 ○市民生活部長(平野 隆君)

区長報酬に限っての考え方を今、まだこれをやるとかそういうことではなくて、一つの考え方は、これは事例です。

区の決算書を見ますと、区費、あるいは区の交付金を合算して、そこから、もちろん区長報酬は市から直接通帳にいきますけれども、地域の事情をかんがみて、区民の総意でもって区会に諮られて、うちの区は区長幾ら、副区長幾ら、それから班長、その上の町内会長というふうに、金額を定めて区費のほうから割り振りで、まあ手当といいますか、そういった形を出している区も見られますので、それを全部、「一律そういうふうにしなさい」とは言いませんけれども、地区地区によってそういった配慮というのか、手当といいますか、方法をとっている地区もありますので、そこら辺の議論も一度声かけをさせていただいたときに、そういったことはどうお考えですかということで、「そのとおりにしなさい」と、私どもが誘導するような会議にはしたくないものですから、真摯に区長さんたちの率直なお考え方を聞いて、それがいい方向に反映できてというふうには思っております。

終わります。

No.34 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.35 ○17番(月岡修一議員)

それでは、若手の職員に対して、区長さんたちの重要性を指導していただきたいという中の答弁に関しては、余り簡単に済んでしまったような気がするんですが、単なる区長さんの役割はこうだよ、ああだよではなくて、それぞれ体験された、本当に苦労されているようなことを認識されているならば、そういったことも含めて若手に指導していくべきかなと思うんです。

この点に関して、市長さんも区長という重責を担った経験がございますので、どのようにお考えか、最後に市長さんの答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

No.36 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.37 ○市長(相羽英勝君)

月岡議員のほうから区長さん、あるいは副区長さんということで、その区長さんの役割と責任、そういうものと、それから、もう一つは区の役員さんを選んで選出をするという難しさも一方であるわけでありますから、この点については、市の職員もやはりうちの今とっている対応というのは、庁内のイントラには区長さん、副区長さん、あるいは町内会長さんという名前は載っているんですけども、そういうところをもう一つ、本当は区長の会合に出たり、あるいはもっと言うと、区長さんの名簿だけではなくて写真も入れるとか、いろいろもう少し工夫の余地はあると思うんですね。

それと、もう一つはやっぱり今、平野部長が言っておりましたけれども、やはり区長さんのブロックごとの担当制とか、市の職員をそういうふうに張りつけるということじゃないんですが、できるだけ同じ区長さんと職員の同じ人が話をしながら、いろんな問題を解決できるような担当員制みたいな、そういうようなことも研究をしていく余地があるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますし、私も区長をやりましたけれども、今、議員がおっしゃったような報酬については、余り私は課題として挙げるということとはしませんでしたけれども、ただ、いろいろ今、区長さんだけでなく、区があって町内会がありますね。

そういうところで、時々お邪魔をしますので、それぞれ 27 区の町内会の中を見てみますと、そうしますと、やはり同じ区長さんでも、市から報酬が出ていて、また区で出すと。町内会長さんは町内会で出す。その金額も本当に千差万別と言っては、少し語弊がありますけれども、それが実態なんです。

ですから、例えば会計をやると、こちらの人は1年間やりますと1万円だと。こちらの町内会に行きますと2,000円だとか、あるいは、衛生の係をやるとこうだと、いろいろあるわけがありますから、こちら辺のところを、本当は私は一つのルールとして、例えば区の規則、それから町内会の規則を、市もできるだけ幅広く集めて、その内容をある程度共通化する部分と、もう一つは個別化して個々の活動をしていただく部分。

この個々にやっていただく部分については、これは区の創意と工夫がされるわけでありますから、そういうところは、そういうところを市のほうで押さえていくというようなことは、しないほうが私はいいと、こういうふうに思っておりますので、そんな観点で若い人に対しても、少し今までにない機会をつくって、区長さんとのコミュニケーションが、できるだけしやすいような環境をつくっていく。そういう形で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

No.38 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.39 ○17番(月岡修一議員)

大変難しい扱いが強られる質問をさせていただきましたが、それぞれの担当の部長さんにおかれましては、真摯に答弁をしていただいたものと認識をいたしております。

すべてが大切な要件になりますので、これからも今の答弁にたがわず、いい方向で結論をつけていただくような努力をしていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。私的一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.40 ○議長(矢野清實議員)

これにて、17番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時49分休憩

午前10時59分再開

No.41 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 三浦桂司議員、登壇にてお願いいたします。

No.42 ○3番(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、通告に従い一般質問をいたします。

昨日の伊藤議員、松山議員にも激励をいただきましたが、去る7月24日、日進の愛知学院大学グラウンドで行われました愛知県消防操法大会、私の地元である第4分団が、県の消防操法大会に優勝いたしました。

今回、要員全員が地域の若者で、やる気満々です。11月に蒲郡市で開催される全国大会まで、まだまだ先は長いですが、けが、体に気をつけて頑張りたいと思います。

当局においても、厳しい財政状況ですが、団員たちのあと2カ月以上に及ぶ厳しい訓練に対して、消防本部を始め皆様方においても強い支援をお願いいたします。

さて、先月発覚した全国各地において100歳以上の不明者が相当数に上るということを知り、驚きを隠せません。

行政システムの不備や落ち度の指摘はもちろんですが、隣近所とのつき合いの薄い人、地域とのかかわりがない家庭がほとんどです。

戸籍と住民票については、個人情報との関係で本人や家族が届け出るのが原則で、自治体が内容が正しいかチェックするのは難しいとされております。

他人の家庭をせんさくすることは人権侵害につながる、その思いがあるのも一因です。

育児放棄、ネグレクトで、幼い命が絶たれる痛ましい事件が後を絶ちません。淑徳大学の結城教授によれば、家族だけで高齢者などを助けるといった性善説ではなく、公的機関が適切に現場介入のできる仕組みを構築できるよう、制度改革の必要性を訴えております。

まちづくり条例の作成を急いだのは、地域コミュニティが衰退していく中、少なからず各地区、各地域において、さまざまな課題、問題があったからです。

行き過ぎた監視、家庭の中に土足で入り込むということは避けなければなりません、失われつつある人情の機微を取り戻していきたいと思っております。

最初の質問である災害時要援護者名簿づくりについて、手上げ方式の限界がかいま見えております。

では、災害時要援護者名簿づくりについて、どのように進めているのかを伺います。

過去指摘してきたように、名簿づくりの過程において、行政、地域、民生児童委員、家庭間の協力なくして、災害時の要援護者名簿はつくれません。

地域や家庭のきずなが弱まっているという統計も出ていて、安否確認に対して個人情報

保護法令が大きな壁になり、私自身、手上げ方式だけで作成するのは、少し疑問を感じ始めております。

自分の安全は自分で守る、家族で守る、地域が支える、行政が手助けする。全国各地で作成されています災害時要援護者名簿について、高齢者、要援護者の所在確認や安否確認というのは、各自治体によって違ってきますが、多くの場合、個別面談をせずに、介護保険、医療保険の使用状況などから判断することになっております。

人手や予算の制約もあろうかと思いますが、今後も実際の利用状況がない場合、また、近所の人は何年も姿を見ていないという場合など、行政が直接、足を運ぶ必要性が出てくるであろうと思います。

作成中の災害時要援護者名簿について進捗状況をお伺いいたします。

手上げ方式で作成している災害時要援護者名簿の方式でいいのかどうか。

2点目は、社会福祉課、民生児童委員です。総務防災課、これは自主防災組織、区・町内会との連携は薄くはないか。

3つ目として、作成された個人情報が含まれる災害時要援護者名簿ですが、だれが管理して、その災害時要援護者名簿をだれがいつ開封するのか。

また最後に、隣組の復活と支援についてを伺います。

安全・安心のまちづくりという視点において、ゲリラ豪雨についてお伺いいたします。

今年は長雨と酷暑が続いております。昔の概念で言えば、大雨イコール台風でしたが、日本全国においてここ数年の集中豪雨、またゲリラ豪雨の多さから見て、今年度だけの問題ととらえるべきではないと思っております。

9月12日には、百年に一度という集中豪雨に見舞われた東海豪雨から10年が経過します。当時、区の役員として現場に立ち会い、朝まで阿野川、町内、境川などを見回りました。

降り続く雨で境川の水位は上がり、あと1メートルであふれる状態になり、下が暗渠になっている阿野川はあふれ返って、排水できない大量の水が鉄砲水となって、渡ることができない状況を目の当たりにいたしました。

新設したばかりの阿野ふれあい会館付近でも、水位はどんどん上がり、あと10センチで床上浸水というところまでいきました。突然、水位が引きました。それは正戸川の一部が崩壊したため、水がそちらに流れ込み、水位が下がったという経緯があります。

私の住む地域は市内でも低地にあり、市内の排水が集中する地区にあります。また、時間30ミリで阿野川の水が琵琶ヶ池に流れ込むという構造になっております。

そのため、集中豪雨のときは排水が全く追いつかず、多くの家屋が床下、床上浸水に浸ってしまいました。

中井 洽防災担当大臣は、先月3日に自然災害で住宅が全壊するなど被害を受けた世帯に、最大300万円まで支援する被災者生活再建支援制度を適用して、救済対象を拡大すると発表しました。

当市においてもゲリラ豪雨が発生すれば、阿野、中島、大久伝、大脇の低地などにある地域が、再び被害をこうむることになります。

ゲリラ豪雨も東海地震同様、いつ起きるかわからない。そんな気候変動になっているような気がしてなりません。今のような異常な気候に対して、大きな不安を感じます。

そこで、当市をゲリラ豪雨が直撃した場合、その対策についてお伺いしたいと思います。

1つ、時間 60 ミリの集中豪雨が発生した場合、その対策をどう考えているのか。

2つ、豪雨時に河川の増水、浸水、また低地に住む人たちへの連絡方法。

3つ、もし被害が発生した場合の支援対策についてお伺いいたします。

続いて、一般競争入札制度のあり方についてお伺いいたします。

昨年 12 月に、長期継続契約についてを一般質問いたしました。

22 年度より、市長・議長車の公用車運行管理業務委託を長期継続契約とし、また 23 年度から時間外の警備委託、そしてその次は受付窓口業務を委託にしたらいいか、直接雇用が望ましいかどうか、検討するとの回答でした。

いずれも競争入札制度によって業者が選定されます。入札制度は競争原理が働いて、より安価な価格を提示される業者に対して、財政的に見れば効果が上がっているように見えます。

しかし、現実問題として価格だけで見るのは、よし悪しという部分が出ております。

一例を挙げれば、一昨年、大幅に予算削減をした中で行われた豊明まつりで委託した警備会社は安価な業者で、結果、大変な混乱を生じて市民の方に迷惑をかけたという苦い経験もあります。

公用車運転業務委託を単年度から3年程度の長期継続契約に移行したものの、現在、安全運行が確保されているのかを疑問に感じるときがあります。

工事や、ある程度競争原理が働いたらよい契約と、また優良な人材を確保する契約は分けるべきで、金額だけで判断すると、豊明まつりのような警備トラブルが生じかねません。

先回も申したように、市長車運転手、議長車運転手などは、契約内容に守秘義務が課せられておりますけれども、市長、議長の行動が把握できるような業務です。このような方々が次々とかわられるというのは、問題であると私は考えております。

以下の点をお伺いいたします。

市長車、議長車の運転業務は直接雇用のほうが望ましいと私は思っておりますが、見解を伺いたいと思います。

2つ目、窓口、運転手、時間外受付などは人材との契約に当たり、これが競争入札が適していると思うのかどうか、伺いたいと思います。

3点目は、受付、窓口案内業務は委託にするのか、直接雇用、臨時職員を考えているのかを伺いたいと思います。

最後に、外国人への日本語支援対策について伺います。

今、豊明市内の小中学校には、多くの外国籍の子どもたちが通っております。日本語がままならないまま、小中学校に通っている子ども。日本語は話せるが、理科、算数などの授業についていけない子ども。こんな子どもたちが市内の小中学校に通っています。

外国籍の子どもさんの親御さんの一部、いや、かなりの多くは、派遣切りなどにあって、また外国語学校の高額な授業料を負担しきれず、高校に進む子はほとんどいないというのが現状です。

財政が厳しいと言いますが、そして、外国籍の人への日本語教育は必要ないという考えの方もおられますが、私は本当に日本になじみたい、溶け込みたいという人や、勉強を続けたいという子どもに対して、たとえ日本国籍を持たなくても、学校へ通うことができる制度や支援づくりが必要だと考えております。

豊明市も日本語や授業が理解できない子どもや大人に対して、1つは、愛知教育大学とのフレンドシップ事業、フレンドシップ事業予算、これは県から5年間で1,247万円、今年度は250万円プラス90万円の補助金の中から、学習支援をしていただいております。

これは、学校教育課のほうから愛知教育大学のほうに50万円で派遣委託契約をして、学校が必要としたときに学習支援、通訳などとして、補助的授業を担っていただいております。

1つは、他市町、豊田、刈谷、知立も、この派遣委託契約をしておりますけれども、他市町は100万円で、豊明市は同じ内容で50万円。これでいいのでしょうか。

また、フレンドシップ事業は23年度で終了する予定です。このフレンドシップ事業が終了した場合、学習支援は継続する予定かどうか。継続すべきかどうか、お伺いしたいと思います。

この事業では現在、表には出てきておりませんが、豊明中学校に対しても学習支援に向いていただいております。

愛知県の補助金を活用しているフレンドシップ事業が終了した場合、私は形を変えてでも学習支援を継続すべきだと思いますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

2つ目として、大人の方には国際交流協会が市内在住、在勤の外国人の方を対象として、日本語教室を総合福社会館の3階で金曜日、日曜日に安価で行っております。

双峰小学校にある二村会館では、これも国際交流協会と生涯学習課がタイアップして、学習支援基金を活用して、木曜日の授業を市内の児童に対して日本語で開催しております。

それ以外に一海顕子さんが、豊明団地商店街に日本語教室「プラスエデュケート」を開設して、不登校防止や学習支援を行って、日本語を教えてくださいとお願いしております。

これらの事業の支援、今後についてを伺いたいと思います。

当局においてもわかりやすい答弁をお願いして、壇上での質問を終わります。

No.43 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.44 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より災害時要援護者名簿づくりにつきましてご答弁を申し上げます。

まず1点目、手上げ方式だけの災害時要援護者名簿でいいのかとのご質問にお答えをいたします。

本市の災害時要援護者名簿の登録につきましては、豊明市災害時等要援護者支援登録制度に基づき、平成19年12月より民生児童委員が年2回、対象者を訪問し、登録に賛同した福祉対象者のみを登録する同意方式により実施をいたしております。

災害時において、安否確認や救援支援を行うための名簿作成であり、すべての要援護者の方々に登録をしていただくことが、制度の本旨であります。本人の意思などで登録を拒否された場合は、本人の意思の尊重、また個人情報保護の観点からも、名簿登録には限界があります。

一人でも多くの要援護者の方々に登録をしていただくよう、引き続き制度の趣旨や目的の周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の高齢者福祉課、総務防災課、各区、各町内会との連携が薄くないかとのご質問でございますが、本年度より災害時要援護者救援支援マニュアル策定プロジェクトチームを設置いたしました。

このプロジェクトチームは高齢者福祉課を始め、総務防災課、社会福祉課、医療健康課、市民協働課、消防本部など、庁内の横断的組織であり、要援護者名簿の活用や情報の共有、伝達方法、また地域と連携した新体制の確立などの災害時における要援護者の救援、支援に向け、マニュアル作成に取り組んでいるところでございます。

また、自主防災組織連合会主催の防災リーダー研修会におきまして、「災害時要援護者対策について」をテーマにお話をする機会をいただきまして、災害時において市と地域との連携をお願いしたところでございます。

いずれにいたしましても、災害時には要援護者の身近な地域の方々の支援が不可欠でありますので、要援護者名簿の提供を含め、区、町内会、自主防災組織との連携について研究をしてまいりたいと考えております。

3点目、作成された名簿には個人情報が含まれるが、だれが管理して、だれがいつ開封するのかにお答えをいたします。

豊明市災害時等要援護者支援登録制度では、名簿の保管者は市長となっております。名簿の提供先といたしまして、現行では民生委員、社会福祉協議会となっております。今後は災害時において、迅速かつ円滑な救援支援活動を推進するため、自主防災組

織、町内会等に名簿の提供を行えるように、個人情報保護審議会の意見も参考にしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

最後、4点目でございますが、隣組復活と支援についてお答えをいたします。

隣組は文献によりますと、昭和15年に「部落会町内会等整備要綱」によりまして、設置が義務づけられた町内会の下部組織となっております。

情報の伝達や食糧配給など、戦時体制下において、さまざまな役割を担っていたとあります。

現在では、自治会や町内会が一部隣組の機能を維持していると思われませんが、核家族化や単身赴任世帯の増加などにより、町内会組織の維持も難しくなっている地域もあることは認識をいたしております。

隣組の持つ助け合い、支え合い、見守りのシステムは、高齢化社会において、高齢者の安心・安全を守る上で大いに参考になると思っておりますので、区、町内会から隣組設立に向けた要望とか相談等があれば、積極的にご意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

終わります。

No.45 ○議長(矢野清實議員)

平野市民生活部長。

No.46 ○市民生活部長(平野 隆君)

それでは、私のほうからは大きな項目、2項目について順次ご答弁を申し上げます。

最初はゲリラ豪雨についてのご質問です。

1点目の60ミリの集中豪雨が発生した場合の対応ということでございます。

ご承知のように今、私どもの風水害関係についての対策、対応につきましては、地域防災計画でその体制を決めてございます。

若干紹介しますと、まず大雨警報の発令時点で第1次警戒、これは必要な部長及び総務防災課の職員、約11名が体制をとります。

その後、時間雨量が1時間で20ミリを予想される、あるいは2時間で50ミリが予想されるというふうに判断される場合、日本気象協会等々に問い合わせ、ピンポイントで照会をいたしますけれども、そういった判断をした場合には、第2次警戒をとります。

第2次警戒の体制では、市長以下が出動することになります。その場で、もう災害対策本部というものを立ち上げます。

質問がありましたけれども、時間雨量も60ミリの段階では、もう既にその対策本部が設置されておりますので、それからほぼ全職員が参集する災害の第3次の非常配備体制に行くことに、すぐ判断をすることになろうかと思っております。

この第3次非常配備体制になれば、ほぼ全職員が各担当に配備されて、それぞれの配

置計画、任務に当たるということになっております。

そのゲリラ豪雨ということについての判断は、この防災計画の判断に一応基準しますけれども、ゲリラ豪雨等がもし発生した場合は、この防災計画の編成基準にとらわれることなく、前倒し前倒しで判断をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の被害想定される地域への伝達方法であります。

これにつきましては、昨日もご質問が一部ありましたけれども、まず河川には河川水位計を設けております。市内4河川、あるいは境川について、それぞれ警戒水位、それから危険水位というものを定めております。

ちなみに境川の場合は、堤防からの水位が4.8メートルの避難判断水位に達したとき。

それから、4河川の河川水位監視システムでは、堤防高から60センチまで来た場合、1メートルですか、には、もう警戒水位ということで、それなりの体制をとることになっております。

境川の場合は、そういった危険判断水位に達した場合は、直ちに対策本部から住民への広報活動を開始をします。

具体的に言いますと、市の職員でもって広報、あるいは消防団の力をかりての活動、それから区長さんへは防災無線の携帯をお願いするようなファクス。降雨時の場合は、地震と違って連絡が可能かと思っておりますので、そういった手段をとることになります。

それから、先ほど言いました住民への広報を始め、自主防災、あるいは町内会長へも連絡するようなことを区長さんをお願いするなり、私どもの対策本部から直接電話をする場合もあろうかと思っております。

そして消防団の協力、あるいは警察の方にも広報活動の依頼をすることになります。

この避難場所については、昨日もありましたけれども、沓掛中学校を除いた小中学校の体育館へ避難するような広報文になろうかと思っております。

そして、先ほど言いましたように、今後の防災計画であります時間雨量、総雨量などを判断をしまして、この避難指示については順次準備段階、それから勧告、指示という段階を経て、それぞれ発表しながら活動に移るという計画になっております。

それから、同じ項目の3点目です。発生した場合の支援対策です。

こういった、例えば大きな被害が発生した場合は、もうすぐほぼ全職員の第3次非常配備体制をとっておりますので、即座にそれぞれの担当、例えば救護班、これは職員、消防団員を合わせて約380名体制で今、当たれるというふうに思っております。

それから、復旧班は約50名の職員と、そのほか防災に関連する支援協定をしている団体等にご協力をいただいて、この風水害に対しても災害復旧活動の応援依頼をすることになっております。

この協定、覚書を締結している団体は、いろいろありますけれども、例えば支援ということに特化すれば、日用品の調達ではJAあいち尾東さんであるとかコープあいちさん等々、それから物資の輸送では花き市場の組合さんであるとか、あるいは資機材の提供では建

設業協会さん等、約 20 ぐらいの覚書協定を交わしておりますので、それぞれご協力をいただきながら、支援をしていくということになります。

それから、2つ目の大きな項目の一般競争入札のあり方についてのご答弁です。

市長車、議長車は直接雇用のほうがいいと思うが、その見解はということであります。

市長車、議長車、バスの運転につきましては、6月から長期継続ということで始めさせていただきました。

これに関する契約の内容は、競争入札により委託を 16 年度より実施して、引き続き本年度も長期ということでの委託という方向で契約をさせていただいております。

ご質問の運転手を、例えば直接雇用ということにつきましては、その委託という理由を言いますと、その専門性や休暇時の代替職員、代替え職員といいますが、緊急の場合などについての配置等々を比較しますと、直接雇用とした場合は、そこら辺が委託に比べて負担増になるであろうということと、それからもちろん、金額のことも勘案しまして、今後も委託という方式で考えております。

なお、壇上でいろいろ不手際なことを申されました。確かにちょっと不手際がございましたことは、おわび申し上げたいと思っております。

今後、上質な業務遂行ができますように、しっかり委託業者を指導してまいりたいと思っております。

それから、2点目につきましてです。

この窓口、市長車、議長車の運転、それから時間外の警備につきましては、契約規則、それから長期継続の契約の条例を遵守しながら、やはり競争性の確保をしながら、上質な役務が提供されるようにということで、競争入札でいきたいということを、まず前段で申し上げたいと思います。

順次、その委託契約の中でも、長期継続を視野に入れて考えていくという考えでおります。

それから、3点目にあります窓口案内、これは電話交換もありますけれども、総合窓口案内業務についてであります。

結論から申し上げますと、これについても長期継続を視野に入れた委託の方法でいきたいというふうに考えております。

この窓口案内については過去、正職員でやっていたとか、いろいろやっておりますが、最終的には、今の玄関窓口のところで総合受付案内と代表電話の交換をしているということで、いろいろ市民の方から、なぜ2名も要るのかというようなご指摘がありますけれども、そこら辺の事情を察知しながら、ご理解を得るということではありますが、基本的に今後も業務委託の方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

竹原教育部長。

No.48 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは外国籍の人への日本語支援方法についてということで、いずれも継続の面についてご質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目はフレンドシップ事業と学習支援の継続の問題についてであります。現在、外国人児童生徒のための学習支援として、具体的に申し上げますと、愛知教育大学から双峰小学校に年15回、延べ48名の学生、それから豊明中学校に対しては1学期22回、延べ50名の学生の派遣をいただいておりますが、31名の児童生徒に対し、集団での日本語の初期指導、または教科指導の支援を受けております。

さらに、今年度につきましては、日本語の初期指導が必要な外国人児童7名が、3つの小学校に転入したため、その児童のための個別指導を依頼しましたところ、6～7月に12回、愛知教育大学から別枠の予算を活用して、市内の豊明団地内で開設している不就学外国人児童生徒支援教室「プラスエデュケート」において、フリースクールを開設していただきました。そこで、個別に日本語の初期指導を受けることができました。

この時点で、学生の交通費が大幅に増えており、2学期以降の学生の派遣が困難な状況になっておりますが、外国人児童生徒がさらに増加し、支援のニーズが高まることを見込まれる状況から、次年度以降につきましては、議員のご質問の中で具体的な金額をお示しをさせていただいてご指摘がありましたとおり、この学習支援のための負担金を増額をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、この件につきまして今後の継続の問題については、このフレンドシップ事業が終了した場合においても、学習支援は継続していかなければならないというふうに考えております。

それから、2点目は日本語教室の継続の問題についてでございます。

ご質問の中の日本語教室につきましては、子ども日本語教室として、平成21年の9月から生涯学習課の公民館講座の一つとして、本市の国際交流協会と共催で行っており、今年度で2年目となりました。

この事業は、外国籍の小学1年生から6年生までを対象に毎週木曜日、午後3時半から1時間、双峰小学校の空き教室を利用した二村会館を会場として、市の国際交流協会会員のボランティア講師により実施しているもので、現在は26名の小学生が参加しており、受講料、教材費は無料で行わせていただいております。

この子ども日本語教室は、市内に居住する外国籍の小学生に対して日本語の学習援助を行い、あわせて日本の生活習慣、文化を知る機会を提供して、市民の国際理解を広げるなど、ともによりよい生活向上を目指すことを目的として行っており、今後、より一層意義深いものになると考えておりますので、市国際交流協会のご協力をいただきながら、引き

続きこの子ども日本語教室の事業については、継続して実施していきたいと考えております。

それから最後になりますが、「プラスエデュケート」の支援についての考え方でございますが、現在、外国籍児童の学習支援を活動目的にするNPO法人「プラスエデュケート」には、日本語指導や学習支援を受けるために34名の外国人児童生徒が、学校から帰宅した後に通級しております。

また、虹の架け橋事業として、豊明中学校の3年生3名が週に3回、高校進学のための支援対策として通級をしております。

外国人の保護者からの信頼も得られ、「プラスエデュケート」による日本語指導、学習支援のニーズは、日に日に高まってきております。

教育委員会といたしましても、この教室が今後も継続して運営ができるよう、支援、協力をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.49 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.50 ○3番(三浦桂司議員)

いろいろあるんですけれども、ちょっと時間の都合で、今、部長が言われました外国籍の人の日本語支援について、先ほど月岡議員も言われましたように、きょうの教育部長の答弁は満点に近い。先回の一般質問では大変厳しい指摘をいたしましたけれども、大変ありがとうございます。

教育というのは人間の原点であると常々考えております。壇上で申しましたように、フレンドシップ事業から50万円という金額を、愛知教育大学のほうに捻出しているということで、今、増額をするという答弁でしたが、これは幾らぐらい増額をする予定か、金額がわかりましたら、よろしく願いいたします。

No.51 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.52 ○教育部長(竹原寿美雄君)

金額につきましては、議員のご質問の中にありましたとおり、このフレンドシップ事業につ

いては、本市のほか刈谷、知立、豊田市と、同等と一緒にやっていただいております。

本市を除いた他市については、現在 100 万円という負担をしておりますので、本市についても、来年度については、同じ額をもってお願いをしていきたいというふうに現在は考えております。

以上です。

No.53 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.54 ○3番(三浦桂司議員)

3点言いましたので、2点目です。

国際交流協会が独自で支援している事業は国際交流協会の範疇ですので、生涯学習課が国際交流協会と提携しながら支援している二村会館、これは今後も継続すると今言われましたが、確認ですが、これは間違いありませんか。

No.55 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.56 ○教育部長(竹原寿美雄君)

最初のご答弁で申し上げましたとおり、この事業につきましては、国際交流協会のボランティアの方のご協力をいただきながら実施をしておりますので、引き続きご協力をいただいた中で継続をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上、終わります。

No.57 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.58 ○3番(三浦桂司議員)

3点目は、豊明団地の商店街の一角を借りて「プラスエデュケート」、日本語教室を支援

していただいております。一海さんがやったださっておりますけれども、広報の4月号でも紹介されましたよね。こういう志を持って活動されている方を支援していただけるということは、大変ありがたいと思います。

教育で、子どもたちに夢と自信をという信念のもと、一生懸命、外国籍の子どもたちに日本語を教えてくださいまして。

お金がないなら、もしお金がなかったら、双峰小学校、唐竹小学校の空き教室などを貸してあげればいい。そういう援助の仕方もあります。こういうところを援助して、こういう特異な人を支援していただきたいと思います。

補助金の一律カットという手法ではなくて、必要なところに予算をつける。予算がつかなければ、違った方法で考える。

一つ気になるのは、この虹の架け橋事業で、ここの今「プラスエデュケート」は運営しておりますけれども、これは国庫、国の補助金事業でありますので、これはいずれなくなる可能性があります。

一応 23 年度で終了ということで、もし万が一、国の補助が切れた場合は、これは教育委員会のほうで支援していただけると、先ほど部長は言われましたけれども、それでよろしいですよ。

No.59 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.60 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この3点、ご質問をいただきましたが、共通して外国籍児童生徒の支援をしていくということは、これからの教育委員会には非常に重要な事業だというふうに考えております。

この事業の必要性をしっかりとご理解をいただいて、補助事業が終了したときであっても、議員が今少し述べられましたが、会場を空き教室に変えるだとか、そうした工夫も加えながら、ぜひ、この事業は継続をしていきたいというふうに考えております。

以上、終わります。

No.61 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.62 ○3番(三浦桂司議員)

今、私と教育部長の質疑応答で、支援するということを確約していただきました。そう理解しております。

部長は今年度で定年ですので、また来年度、私も改選がありますので、そんなことはないと思いますけれども、私も部長もいないと。また市長も、昨日の答弁で、まだわからないということであります。

教育長はまだ任期が残っておりますので、行政の継続性という面において、しっかりお願いできますか、教育長。

No.63 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.64 ○教育長(後藤 学君)

部長と私は一心同体でありますので、今、部長がお答えしたように、責任を持って進めていきたいと思っております。

以上です。

No.65 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.66 ○3番(三浦桂司議員)

災害時要援護者名簿の隣組ですけれども、昔からある「向こう三軒両隣」の支え合いという気持ちで、防災や防犯に取り組むということで、お隣の大府市の横根の自治会では、1,700世帯、ほぼ全員が加入したという隣組を発足させました。

戦後の高度成長とともに、人権が語られるようになって、それに伴って個人情報がどんどん強化されて、隣組とか人情の機微というものが失われつつあります。

プロジェクトチーム、検討委員会、また事務方というのは、どうしても法律、条例が先にあって、ちょっと厳しい言い方をすれば、人と人の触れ合いというもの、市民感情、また皮膚感覚というものがどうなのかなという場合が、往々にしてあります。

横根地区の隣組は、5世帯ずつでリーダーを決めて、風水害や大災害時に、安全確認や高齢者の人の安否確認をするということで発足しました。

このきっかけは東海豪雨で、床上浸水したときに、地域の人たちが互いに助け合うときに、やっぱりお隣さんって大事だよねと、そういう意識になったと聞いております。

編成表をつくって、家族構成の把握とか、つえや車いすが必要なときは、また行政に要請する。まあ情報の共有ですね。そういうものに取り組まれております。

取材に来た新聞社の方も、新鮮な驚きを覚えたと言いながら、帰っていったと言われておりました。

このような取り組みについて、先ほどの答弁はちょっとわかりづらかったのをお願いいたします。

No.67 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.68 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員のご提案の大府市横根町の件につきましては、私どものほうも調べさせていただきました。

その内容は今、議員がおっしゃったとおりなんですけど、横根町の取り組みにつきましては、今年度に発足して、5から10世帯を1組として、1,700世帯を約300の組に分け、各組にリーダーを配して、災害時の助け合いや高齢者の見守り、治安の維持等を目的に活動をしているとのことでございます。

東海豪雨の教訓や東海・東南海地震の発生に備えることがきっかけで、自治会が自主的につくり上げたというふう聞いております。

本市のまちづくり条例におきましても、地域組織の役割が、その住民の福祉の向上のために大変重要な役割を担ったという経験がございますので、また、その原点となりますのが隣組でございますので、横根町の実際のノウハウ等も今後大いに参考にさせていただきたいと考えております。

終わります。

No.69 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.70 ○3番(三浦桂司議員)

もう1カ所、これは阿野ですけども、ここの北町内会というところが自主防災組織を活用して、横根の自治会みたいなような豊明版の隣組をもう既につくって、これは災害時要援護者名簿です。

この場合は、風水害とか大震災が発生した場合、独居の高齢者にだれが確認に行くのか、身体に障がいを持つ方をだれが助けに行くのかと、約 280 世帯が名簿化されております。

北町内会というのは、先祖代々という土地柄ではなくて、比較的新しい人が住んでいる町内会です。昔で言う豪農家という地域ではありません。

こういうところがありますので、どうやって災害時要援護者名簿を作成したのか、どういう部分で苦労したのか、問題点はどこにあるのかというところを、いろいろ視察にも行きましたけれども、私の感覚としては、この北町内会とか、今の横根のほうが先進的な取り組みだと思いますので、これは今作成している豊明市の災害時要援護者名簿の要になると思いますので、この2件の事例について調査研究をされるという余地はございませんか、健康福祉部長。

No.71 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.72 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、議員が申されました阿野北町内会では、他の町内会にかなり抜きん出る形で、ほぼ全員の方を登録した完全なる災害時要援護者名簿をおつくりになったと聞いておりますので、それについては大変ありがたく思っております。

やはり、議員が申されましたように、そうした名簿づくりに関しましては、かなりのいろいろなご苦労があったと思いますので、北町内会のもを一つのモデルケースといたしまして、そのノウハウを他の町内会のほうに広めていけたらなというふうを考えております。

いずれにいたしましても、今の大府市の横根町、それから阿野北町内会の2つのケースにつきましては、今後大いに参考にさせていただきたいと考えております。

終わります。

No.73 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.74 ○3番(三浦桂司議員)

まだ、その分の質問があるんですけども、ほかの質問がありますので、ゲリラ豪雨の件ですけども、これは経済建設部長のほうにお願いします。

今まで豊明市は開発してきて人口が増えてきたと。これは、開発は我々下流のほうからすれば、上流のほうの方が開発してきて、調整池の整備などが十分ではなかったためと、地域ではとらえております。

そのために一気に雨水が押し寄せてしまう構造になっているということ。上流から下流へ、阿野を含めて大久伝、中島には一気に流れ込む構造になっておりますけれども、この対策についてはどのように考えておられますか。

経済建設部長にお願いします。

No.75 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.76 ○経済建設部長(三治金行君)

今、お話がございました開発行為につきましては、それをするときには、境川流域でやっております対策の基準であります 600A(エイ)。これにつきましては、開発面積1ヘクタール当たり 600トンということですが、そういう貯留施設を設置するよう、開発業者には求めております。

豊明市の治水対策ということでございますけれども、境川流域の 10 市2町で構成をしております境川流域総合治水対策協議会によりまして、愛知県と関係市町、豊明も含めてでございますけれども、進めているところでございます。

上流域にありますため池、それから農地などの保全、また洪水調整池としての整備を今進めているところでございますけれども、今後もこういう形の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

終わります。

No.77 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

No.78 ○3番(三浦桂司議員)

競争入札のあり方について回答していただいて、いろいろあるんですけれども、もう回答は要りません。

去年、私が質問した趣旨は、市長車、議長車の運転業務、受付窓口業務、夜間警備業務、これはある程度慣れた人でないとまずいのではないかという趣旨で、長期継続契約に

していただきたいということでした。

それが実際、そうなったわけですが、それが個人との契約ではなかったのに、会社との契約だったので、その会社とは長期継続契約でありましたけれども、個人が次々とかわってしまうという状況は、想定しておりませんでした。

よって、先ほど言ったように物づくり、競争原理、金額、それと質というのは、表裏一体というものがありますので、安価でハイクオリティーのものが提供されれば、こんないいことはありませんけれども、一般論として、人を入札にかけて金額を争えば、一般論ですが、質は落ちます。

今、民間では不況の波をかぶって、仕事の量が少ない。だからどうしても仕事を取りたい。結果として、金額を落として落札してくる。これでは質が落ちて、サービスが低下するというスパイラル現象になります。

人を入札にかけてはまずいという趣旨の質問でしたが、市民生活部長は、その点はよくわかったという答弁だととらえておりますので、回答は要りません。

安全・安心という視点においてと、また外国人の日本語の支援ということで一般質問をさせていただきました。

この9月は、東海豪雨とともに、沓掛町で発生しました母子放火殺人事件の月であります。凶悪な事件でありました。もう既に6年が経過しようとしております。絶対に忘れてはならない事件です。

隣近所とのつき合いは、すべて行政任せではなく、自分たちでできるということは何なのか。私もそれぞれの役割を地域の人たちに理解していただくように努力していきますので、以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

No.79 ○議長(矢野清實議員)

これにて、3番 三浦桂司議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時56分休憩

午後1時再開

No.80 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.81 ○6番(杉浦光男議員)

それでは、質問をさせていただきます。

最初に、事業仕分けについて伺っていきます。

一見華やかにテレビ、新聞などマスコミで報道されているのは、国の事業仕分けです。

独立・非営利法人、シンクタンクである「構想日本」が定義する事業仕分けは、以下の5点がポイントです。

国や自治体が行っている事業を、予算項目ごとにそもそも必要なものかどうか。そして、それはどこがやるのか。そして外部の視点で、また公開の場で担当職員と議論をして、最終的に必要かどうか。民間でできるのか、行政がやらなくてはいけないのか等について決めていきます。

事業仕分けについてさまざまな問題が指摘されているものの、公開で行い、予算編成の過程がオープンになっていることに対して、評価されているのも事実であります。

過去において、当本会議場で質問された議員もいますが、再度、私も原点から質問をさせていただきます。

地方自治体における事業仕分けはどのようなものか、事業仕分けという方策が必要か、また効果的な事業仕分けはできるのか、この点についてまず伺います。

限られた財源を有効に使うため、行政サービスや事業について必要なものか、また効率性はといった視点で見直す場合、外部の評価が重要な視点であることは言うまでもありません。

事業仕分けそのものではありませんが、本市における行政改革推進委員会の機能は、事業仕分けと一面において類似性を持っていると思います。

そこで、行政改革推進委員会と事業仕分けの組織の異同について伺います。

次は、財政の健全化を目指してということで伺っていきます。

昨今の経済状況により、平成22年度の税収見込みは大きく落ち込むことが予想されるなど、厳しい経済状況が続いております。今日の円高により、今後さらに厳しさは深化していくと考えられます。

22年度の税収入、すなわち当初予算の段階で対前年度比較では、市税全体で4億9,400万円が減となり、95億8,750万円余が計上されております。

本年度、約5カ月が経過しておりますので、固定資産税及び個人市民税は十分に正確な数字が把握できると思います。

法人市民税についても、半年近くたっておりますので、予想としてかなり正確な数字がつかめるのではないかと考えられます。

そこで、22年度の税収の落ち込みはいかほどですかとお尋ねいたします。

続いて、普通交付税交付決定額にかかわって伺います。

過去2～3年前より見てみますと、20年度はゼロ額、21年度は7,400万円、22年度は一気に拡大して、7億4,600万円となっております。財政状況の悪化を示しております。

もちろん、過去数年にわたって税収の落ち込みが大きくなっているのは事実ですから、当然です。

市が財政運営を行うために必要な経費である基準財政需要額と、標準的に収入できる税額、基準財政収入額との割合によって算出されるわけですが、本年度は余りにも普通交付税交付決定額と、それに伴い臨時財政対策債発行可能額が大きいので、その点について伺うものであります。

財政調整基金について伺います。

日本の経済は、地域の景気によって市税の収入が減ってきております。それに伴って、行政需要を一緒に減らすということはできません。

行政需要の維持という観点から基金を取り崩してきたことは理解できます。

基金は平成 18 年度に約9億円ありましたが、現在、直近のところでは、基金残高はどれほどか。

また今後、本市の財政規模からしても基金のあり方についてどのように考えているか、私は6月議会でも伺いましたが、再度、伺いたいと思います。

続いて、児童生徒の健やかな成長を目指して伺っていきます。

来年度より新学習指導要領の完全実施を迎える各小学校は、指導要領に基づく事業づくりに取り組んでいることと思われまます。

新学習指導要領の完全実施に向けた指導上の留意点として、各教科の指導時数の確保、指導案や教材の準備などがあります。

時間数の確保については、苦労や工夫があったと思われまます。

また、保護者や地域社会に対して、新学習指導要領の基本的な考え方や、各教科の内容を具体的な形で伝えることが重要であると考えまます。

そこで、完全実施に向けて、その進捗状況について、特に時間数の確保について伺いたいと思います。

児童生徒の指導において、担任は第一に責任を持って児童生徒に向き合います。学校という組織体としては、1人の子どもに教師全員で向き合います。今まで、緊急雇用創出事業において、学校教育に配慮していただき、ありがたく思っております。

教員補助・特別支援員、特別支援教育支援員、定住外国人日本語教育推進員、学校情報サポート員などを雇用していただき、子どもと向き合うことについて大きな力になっております。

注意が続かない、多動性、学習障がい、自閉症など、生活面、学習面で支援を必要とする子どももおります。外国人の子どももおります。

外国人の子どもについては、双峰小だけで全校生徒 280 名中、50 名おります。緊急雇用創出事業で配置された定住外国人日本語教育推進員の存在はとても大きく、子どもたちにとっても、また学校にとっても、本当に大きな力になっていただいているとお聞きをしております。

これら、緊急雇用創出事業で増員された職員について、23年度までは雇っていただけるとして、24年度以降、継続して配置をしていただきたいと、今から強く要望をしておきます。

また、23年度で内容について変更があったとしても、今以上の内容で担保していただけるよう、強く要望をいたします。

最後に、地域に根差した教育の重要性、地域との結びつきの重要性が叫ばれております。

子どもが、家族、親戚以外の大人に見守られ、この地域で育っているのだという実感を持つことが大切だと考えます。信頼感でつながっている人間関係は簡単には崩れません。

現在、それが薄れてなくなってきたことが問題なのです。明治以来、学校の歩みは地域とともに刻まれてきたと思います。

それで、小規模校の統廃合という考えも聞かれる中、小規模校の利点とその実践について伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

No.82 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.83 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の事業仕分けについてお答えをしていきます。

まず最初の1点目、事業仕分けの内容とはというご質問ですが、事業仕分けとは、事務事業の必要性の有無や実施主体のあり方について、事務事業の内容や性質に応じた分類、整理を行い、公開の場で市民の視点で選択と集中を議論していただき、その意見を取り入れながら、必要性や公的関与の必要性が低下したものについては、事務事業の廃止や見直しをしていくというものであります。

愛知県内においては本年度、高浜市、それと常滑市が実施をいたしました。両市とも2日間の実施で、あらかじめテーマを数個から十数個決めておき、そのテーマに絞り込んで議論を進めていくという方法であります。

それから、この事業仕分けの効果という2点目の質問です。

事業仕分けはテーマを絞り込んでいる分、議論に要する時間が取れるため、さまざまな意見を集約できる利点がある反面、テーマから漏れた事業については、議論の対象とならないため、行政全体を仕分けることは、ちょっと難しいのではないかと思います。

それから、3点目の行革推進委員会との違いはというご質問ですが、市で行っております行政改革推進委員会による行政改革は、各課や庁内プロジェクトチーム、及びアイデア五輪の提案から出された行革事項について、その実施の効果や可否を具体的に検討を

するものであります。

単なる事業の仕分けではなく、合理化、円滑化、経費の節減、また歳入の増加にスポットを当てた行政制度や事務の改革であります。

しかし、それぞれの事業の必要性や効果を洗い出すという側面においては、事業仕分けの手法と似ているのではないかと思います。

それからもう一つ、行政改革とは別に、市は平成18年度から総合計画に掲載されております約440事業を行政評価の手法により評価をしております。必要なしと認められた事業については、既に廃止をしてきました。

行政評価制度は、必要性、公共性など、6項目の判断基準から事業を継続していくもの、それから事業方法に改善が必要であるというもの、それから縮小、事務事業の見直しが必要であるもの。そして4点目が、もう事業を廃止してしまうというような4段階で評価をして、改革、改善につなげてきております。

したがいまして現在のところ、行政改革による事務の効率化等と行政評価制度における実施事業の評価によって、事業仕分けで見出される事業見直しの客観性は、この2つの改革で担保されているのではないかと思います。

それから、2点目の部分です。

財政の健全化を目指してというところのお答えをしていきます。

まず1点目、税収の落ち込みはいかほどかというところであります。

税収の落ち込みは、まだまだ不特定要素が多いので、はかりかねるところがあります。

しかし現時点で、前年度の調定額と比較しますと、約6億円ほど落ち込むのではないかと見込んでおります。

地方交付税は本来、地方公共団体の収入とすべきところではありますが、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持し得るように財源を保障される見地から、国税として国がかかわって徴収したものを、一定の基準によって地方に配分されてくるものであります。

地方交付税の総額は、所得税ですとか酒税、それから法人税、たばこ税など、それぞれの財源から一定の基準によって、普通交付税として各市町村に配分されてきます。

普通交付税の算定方法につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額により算定されてきます。

基準財政需要額は、自治体が標準的な行政サービスや、施設を維持するため、一定の方法で算出した額であり、基準財政収入額も同様に、税収等を一定の方法で算出した額であります。

地方交付税は、各団体の財源不足を均等に補てんすることをめどとして交付されるものですから、基準財政収入額と基準財政需要額の差がマイナスであれば、地方交付税が交付されることとなります。

その結果、本年度、市の普通交付税は7億4,600万円、臨時財政対策債の発行可能額

は12億8,000万円となりました。

それから、2点目の財調基金の残高はと、それから基金は幾らぐらい残したらいいかという質問です。

本市の財政調整基金は、6月に補正をかけましたので、この時点で5億5,000万円あります。

しかしその後、予算どおり、これから取り崩しも行っていきますので、その予算どおり執行いたしますと、年度末には約2億9,000万円の残額となる予定です。

この財調基金は、じゃ法律で幾らぐらい残していけばいいという決めはありません。市の考えといたしましては、標準財政規模の5%ぐらいをめどと考えておりますので、約6億円ぐらいは財調として積み立てておきたいと考えております。

以上で終わります。

No.84 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

No.85 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは、児童生徒の健やかな成長を目指しての中から、3点についてご答弁を申し上げます。

まず1点目は、新学習指導要領の完全実施に基づく事業づくりの進捗状況についてということでございますが、新学習指導要領の完全実施に基づく教育課程では、小学校1、2学年で一週間で2単位時間、小学校3年から6学年、及び中学校全体で週当たり1単位時間の授業が増加をいたします。

そのため、小学校1年生は毎日5時間授業、2年生は6時間授業日を週1日設定、その他の学年では6時間授業日を1日増やすことによって授業時間を確保してまいります。

かわりまして2点目ですが、特別支援教育支援員、定住外国人日本語教育推進員の雇用の見通しについてであります。現在、各小中学校に1名配置しております特別支援教育支援員を、緊急雇用創出事業の予算を活用いたしまして、全小学校に2名配置とし、さらに増員の必要な小中学校4校に1名ずつ配置をしております。

その成果は顕著であり、各学校の特別支援教育の状況は、確実に改善されており、今後も現在の配置人数は最低限必要であると考えております。

また、定住外国人日本語指導員につきましても、今年度は緊急雇用創出事業により、日本語指導を必要とする児童生徒在籍数の多い双峰小学校、唐竹小学校と豊明中学校に、各1名ずつ配置をしておりますが、次年度以降も継続して配置する必要があると考えております。

最後3点目、地域に根差した教育の創造、特に小規模校の利点とその実践についてありますが、まず一般的な小規模校のメリットを申し上げますと、学年全体が一体感を持

ち、お互いを認識し、協力することができる。

2つ目としまして、学校行事などで高学年と低学年の異年齢集団活動ができる。

3つ目として、教師が全校児童生徒の把握ができ、個々に行き届いた指導ができる。

4つ目として、児童生徒が等しく活動に参加する機会を得ることができるというようなことではありますが、本市の状況に照らしてみますと、異なる学年の児童集団活動がしやすいことが挙げられます。

小規模校では、1年生から6年生までの児童が12名ほどのグループをつくり、清掃や集団遊び、お祭りの出店などの活動に取り組んでおります。

上級生が下級生にやさしく教え、下級生が上級生の行動をお手本にするなど、よりよい人間関係を培う場を、より多く設定できます。

地域の方やボランティアの方と、一人ひとりが接する機会も多くなり、地域の方々と児童の距離も近づくものと考えております。

以上、答弁を終わります。

No.86 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.87 ○6番(杉浦光男議員)

どういふうに言ったらいいか、ちょっと迷っておりますけれども、地方自治体における事業仕分けの課題は何かというふうに聞きたいんですが、豊明はまだやっておりますけれども、もしやったとして、そういう事業仕分けの課題は何か。

一般論と、豊明という個に視点を当てて、何か答えていただくということはできますか。できたら、していただきたいですが、一般論だけでも結構です。

No.88 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.89 ○行政経営部長(宮田恒治君)

一般論と、豊明だけに限ってと言われると、多分全部の自治体に共通した課題になってくると思いますので、大体、課題としては大きく分けると3つあるのではないかと思います。

まず1点は、事業仕分けをされる仕分け人をどう選ぶかということだと思います。

民間の考えの方が、当然その仕分け人に入ってくると思いますが、そういった方たちの

民間の考えというのは、多種多様な考えであると思いますけれども、わずか数人の方の仕分け人の考えで、その事業仕分けの考えが決まってしまうということが、1点。

それから、もう一つ2点目は、本来、事業仕分け、事業のチェックというのは、議会の役目であると思いますけれども、こうした議会の役割も変化せざるを得ないのではないかと、いう大きな2点目。

それから、課題の3つ目。今、国の事業仕分けと地方自治体が行っていく事業仕分けの内容で、多分一番大きな違いが、ここだと思います。

国の事業仕分けは天下り法人、それから補助金、箱物といったものを中心的に、これまで事業仕分けをされてきましたけれども、地方自治体がこれからは、事業仕分けを行っていくとすると、それは市民の生活に密着した行政サービスが事業仕分けの対象となっていくので、どうしてもその意味からいくと、慎重にならざるを得ないというのが、この中には含まれていると思います。

ただし、課題ばかり挙げて、全くメリットがないのかというと、そうではないと思います。

確かに、事業仕分けを行っていきますと、職員の説明能力、それから意識改革、そういったところで人材が磨かれていきますので、決してデメリットばかりではないと思います。

以上で終わります。

No.90 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.91 ○6番(杉浦光男議員)

地方自治体を豊明に置きかえてもいいんです。豊明が事業仕分けを行ったとしますね。法定業務については、事業仕分けの対象にはなりませんよね。

豊明独自の事業、自治業務というか、国からこうやれとか、県からこうやれという法定業務については、それはやらんぞとか、やるぞという問題が出てきますかね。どうでしょう、そこをちょっと教えてください。

No.92 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.93 ○行政経営部長(宮田恒治君)

事業仕分けの対象を幾つにするかというのが、非常に問題になってくると思います。

最初の答弁でお話をしたように、市は行政評価で約 440 事業を評価いたします。

ところが事業仕分けで、これだけの事業仕分けをやると、とてつもない時間がかかってしまいます。今まで見てきた事業仕分けの数は、大体1日に 10 事業程度しかできません。

その中で、市の中で、どれを仕分けの対象にするかという形になってくるかと思いますが、特に国から言われております社会保障の関係は、事業仕分けの対象には向かないだろうと思います。

以上で終わります。

No.94 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.95 ○6番(杉浦光男議員)

もう少し事業仕分けの中身をイメージしやすくするために、法定業務は除いて自治業務ということで、私は第2次アクションプランを今ちょっと見ているわけですが、例えば 17 番にいきいきサービスの有料化というのがありますね。

そのいきいきサービスの有料化について、この第2次アクションプランでは、利用料を少し上げたいと。要するに財政の健全化をする、財源をばちっと確保するために上げたいということですよ。

これを、事業仕分けはだれがやって、どうのこうのということはさておいて、イメージしやすくするために私はお話をしているんですが、これを事業仕分けでやったとすると、高齢化社会がどんどん進んでいく世の中で、このいきいきサービスを値上げしていいか悪いか。

この内容が事業仕分けではまっていったときに、これはちょっとまずいぞと。安くするのか、それとも据え置きにするかと。

だから、そういう庁内の判断と、事業仕分けでやったときの判断が、庁内でやったこのアクションプランで言うと、値上がっているわけですよ。

ただ、事業仕分けでやると、平行でいくか、下がるかという問題が出てくるかなというふうに思うんですが、私は今、部長が言われたように、確かに地方自治体における事業仕分けは非常に難しいし、本当に豊明市なら豊明市だけで考えて、市民の利益、市民のニーズによって考えていくということは、内容がうまくいけば、こんな事業仕分けとかといって、だれかに頼んで、ほかの人を頼んでやらなくても、ばっちりいくと思いますけれども、今、この例でいきますと、どうですかね。

これはちょっと部長さんの個人的な考えでいいんですが、部長さんのイメージする事業仕分けでやったとして、これは庁内での結論は出ていますよね。実施ですから、22 年度実施で、1回当たりの利用は 300 円ということを出ているわけですが、これは事業仕分けで

やってもこういうふうになりますか。それとも、どうなりますかね。

同じ人に聞いていてもいけませんが、2つの心を持って答えてください。

No.96 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.97 ○行政経営部長(宮田恒治君)

個別の事業を1個ずつ議論していくと、先ほど言ったように、いろんな委員さんの中で議論して、それを最終的に判断をすることになっていきますけれども、今までこういった事業仕分けを見てきて、非常に心配した部分が1点あります。

それは、事業仕分けの委員さんが、市外という、外部の委員さんから、いずれも選ばれている。そして、同じ自治体が同じサービスをしていても、そのサービスの内容には、若干差があります。それは、その中には地域の実情ということが、そのサービスの中に当然含まれて、その事業が実施されております。

ところが、外部の委員さんに、それが果たしてわかるかどうか。一律的に考えられてしまうと、その事業が無駄だということにも判断されかねないということを見学していて、そう思いましたので、そういった事業仕分けに当たっては、十分注意する点ではないかなと、個人的には思いました。

以上で終わります。

No.98 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.99 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

じゃ、続いてまた事業仕分けにかかわってですが、18年度以降、本市においては先ほど説明を受けましたように、行政評価ということに重点を置いてやっているわけですね。

そうすると、廃止というのがありましたけれども、18年度以降で行政評価において廃止された事業は、どんな事業があるんですか。

No.100 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.101 ○行政経営部長(宮田恒治君)

行政評価をやったことによって、5つの事業を廃止したと言いました。これは18年度から始めて、20年度までの結果です。

21年度の行政評価は、現在取りまとめ中でありますので、18年から20年度までの間で5つの事業を廃止し、その中で緑化木の配布ですとか、成人歯科健診、新築記念樹の配布、それからオーナー制度の推進事業といったところの5つの事業を、行政評価によって廃止をいたしました。

以上で終わります。

No.102 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.103 ○6番(杉浦光男議員)

行政評価制度について、もう少しそれじゃ聞きますね。

今、宮田部長のお考えでは、事業仕分けそのものを否定するようなものではなくて、行政評価制度で十分担保できるよと。行政評価制度で十分耐え得るよと。だから、そういうふうにお聞きできたわけです。

念のためにもう一度、それでは行政評価制度の、くどいようですが申し上げますと、宮田部長は事業仕分けそのものを否定するという考えは、よさをわかっているで私はお持ちでないと思う。

だけれども、行政評価制度のほうでいいよと。それで十分耐え得るよと言っているんですから、もう一度、行政評価制度のよさを、反復になりますけれども、教えていただけるとありがたい。

No.104 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.105 ○行政経営部長(宮田恒治君)

事業仕分けは、国やあるいは自治体がやっているサービスを、果たしてじゃ継続したほうがいいのか、廃止したほうがいいのかという、まずこの二者択一からスタートをかけたま

す。

そして、廃止なら、もう廃止でいいんですけども、もし継続するならばどうするかという、ここから基準が分かれていきます。

このまま、国・県がやる。それから、もともと国の事業であっても、県・市へ回すということと、それから市がやる事業についても改善が必要ではないか。こんなようなことから判断されて、事業仕分けが進められていきます。

もう一方、市が行っております事業仕分けも、全くこの判断基準は同じであります。

先ほど言った5つの事業は廃止してきましたというのも、そういったもう市としてやる必要はないだろうという判断のもとにて、これまで5つの事業をやめてきました。

そして、行政評価の中でもっと改善が必要なものは改善をする。それから、民間へ委託したほうがいいたろうというものは、民間へ委託するというような評価を、1事業ずつ評価しておりますので、この評価の基準は事業仕分けと、全く考えは同じであります。

ただしもう一つ、これだけではどうしても足りない部分が出てきます。それはもっと行政改革のプランとプラスすることによって、事業仕分けにかわるだけの効果が出てくるんだと、事業仕分け以上の効果が出るのではないかと思って、市としてはこの行政評価と行政改革プランの進行によって、今後も事業を進めていこうと考えております。

以上で終わります。

No.106 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.107 ○6番(杉浦光男議員)

私は一番最初に申し上げたのは、要するに事業仕分けについて、5つの視点があったんですが、その中の1つの視点では、外部評価という、外部の者によってと。

だから、行政評価制度だと、これは外部という視点はないわけですから、事業仕分けに勝てるよと、事業仕分けにまさるよと、行政評価制度で十分それは担保できるよというんだったら、やっぱり行政評価制度を、僕は今のままでだめというわけではありませんけれども、よりよいものにもっと高めていく。

よりよいものにどうやって高めていったらいいかというのは、僕が言わなくても、皆さんは行政のプロですので、それこそ研究して高めていただきたいと思います。

僕が言っているのは、本当に実践としてやれるかどうかではなくて、視点ね、こういう視点から切り込んだらいいだろうとか、これはまさに外部評価と一緒に、外部の者の視点ということで、外部の者の視点ですね。

だから、そういう点で今やっている内部評価、行政評価制度をより高めるにはどうしたらいいかということ、僕は考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、行政のトップである市長に、これは重要な問題ですので、考えがありましたら、なかったら「なし」と言ってください。

ひとつよろしくお願いします。

No.108 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.109 ○市長(相羽英勝君)

今、事業仕分けというのは、はやりの言葉だというふうに私は思っているんです。

これが生まれてきた根拠、これは民主党がいろいろマニフェストで公約をしたものを、その実現をするための財源を確保する一つの手段という考え方が、基本的にはあったと思うんですね。

ですから、私は国のように事業規模が、まあ国は事業規模が大きいわけです。

国自体の、霞が関自体でやっている仕事と、それから霞が関からいろいろ委託だとか、あるいは公益法人に出されている仕事の部分について、3つぐらいの要素があるんですが、この部分については、どちらかという霞が関が、先ほど宮田部長が言いましたけれども、長年にわたって天下りをやってきているわけです。

天下りのところ、先輩のところを、霞が関の官僚がチェックをするというのは、なかなかできないんです。

そういう意味もあって、今回、この事業仕分けというのが、国会議員さんの中で出てきたわけでありすけれども、これは豊明市のことで考えさせていただきますと、豊明市は自分たちのことについては、常に自助浄化能力といいたいまいしょうか、そういうものを持って見直しをし、改善をし、改革をしていくと、そういうルーチンワークが今定着してきているわけがあります。

あえて、杉浦議員が言われるように、そういう分野で事業仕分けという手段が、有効かというような要素があるとするならば、これは私は豊明市の場合は、多額の補助金を出している先について、それじゃ議員の皆さんにチェックをしていただいているかと。また、我々も個々についてどれだけチェックをしているかと、こういうことは言えると思います。

そういう意味において、言葉は事業仕分けという言葉が適切かどうかはわかりませんが、豊明市の場合に置きかえて考えると、多額の補助金だとか委託、そういうところをやっているところを、そういう観点で見直してみるという必要性があるかなと、これぐらいの認識であります。

我々は、議員の皆さんにいろんな仕事を報告して、承認をしてもらって実行しているわけ

であります。

にもかかわらず、やはり隘路がないとは言えません。そういうことは、我々は日ごろから議員の皆さんのお話だとか、市民の皆さんのご指摘とか、そういうものをやっぱりよく理解をして実行していくことが、一番大事だと思います。

どちらかというと、私はこの事業仕分けは入口主義だと思っております。

じゃ、事業仕分けをした人が、最後までずうっと仕事を廃止したり、あるいは削減したり、そういうことまで責任を持ってやれるかということ、できないと思います。

その点が大きな違いじゃないかというふうに私は認識をしております。

以上です。

No.110 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.111 ○6番(杉浦光男議員)

時間の関係でちょっと急ぎます。

市長さんのお言葉を聞いて、あとちょっとしゃべりづらくなりましたけれども、しゃべりづらくなったというのは、議会人としてより勉強して、事業仕分けと同じぐらい鋭く質問できるようになれるといいなというふうに直感で思ったということでもあります。

次は、ちょっと話題を変えます。

普通交付税交付決定額のほうにいきます。

税収の減が6億円と言われましたので、かなりの額だと思いますけれども、それでその結果として、いろんな計算で7億どれだけの交付金をいただけたということでもあります。

そうして見ますと、分母が基準財政需要額、分子が基準財政収入額で計算しますと、財政力指数が出ますね。財政力が出ますよね。

そうすると、財政力指数としてはどのぐらいになるのか。指数でいうと、一番よく僕らはわかりやすいんです。お願いします。

No.112 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.113 ○行政経営部長(宮田恒治君)

財政力指数で、先ほど1を切るともらえる。1を超えると、交付税はもらえないという形で

お答えをいたしました。

22年度の財政力指数は0.913という指数でありますので、当然1を切りましたので、今回、22年度は多額の交付税をいただける結果となりました。

終わります。

No.114 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.115 ○6番(杉浦光男議員)

今の数字は、豊明市にとってはかなりどきっとするような、僕自身はそういうふうに、数字がちよっとひとり歩きをしているというような感じはしますけれども、数字そのものとしては9点の前半ということは、かなり厳しい数字だと思いますけれども、健全化判断比率でいきますと、まさに豊明市はその視点で言えば、非常に健全財政ですので、やりくり上手な健全財政ですので、そういう面では安心しているわけですが、個々の問題で言えば、財政力指数が低いぞとか、ちょっと交付金をいただいているから、やばいぞという問題はありますので、心していきたいというふうに思います。

次は、僕が6月議会でも問題にした基金の問題ですけれども、当初予算で思った税収の減と、実際の今の税収の減ですね。その差がちよっとありますね。当初予算のときに組んだものより、今それよりも減になっているわけです。

だけれども、そのとき、当初予算では交付税がこのくらいもらえるよと思ったら、何のことはない、このくらいもらえちゃったと。たくさんもらえたということですので、僕が雑駁な計算をすると、その差額はプラスのほうに働いているんですね。

僕は、そういう点で基金にそれを積んでほしいというふうに思うんですけれども、そういうことはできますか。

要するに、苦しいから交付税を渡しているのに、それを定期預金に積むということはできますか。基金に積むということですね。

No.116 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.117 ○行政経営部長(宮田恒治君)

最終的には、まあ年度末の決算を打つ段階になればはっきりすると思いますけれども、

歳入の総額、それから歳出の総額、そこでまた黒字があれば、基金として積むことも可能だと思いますけれども、交付税が多くなったから、この段階で基金に積むというのは、まだとても判断をしかねる状況であります。

終わります。

No.118 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.119 ○6番(杉浦光男議員)

はい、わかりました。

そうすると年度末は、同じ鍋の中のものをかき混ぜて、こんだけ余ったよというふうに出てくるわけですので、それは絶対、その分だけは心して余らせていただいて、基金として積んでほしいと。

僕個人としては今、質問者としてはそういうふうに思いますけれども、どうですか。宮田部長、積んでくださいよ。答えてください。

No.120 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.121 ○行政経営部長(宮田恒治君)

基金の問題は、この交付税だけの問題ではないと思いますので、歳入、それから歳出を極力抑えながら、そこで黒字が出た分だけは、極力、財政調整基金に積んでいきたい考えは持っております。

以上、終わります。

No.122 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.123 ○6番(杉浦光男議員)

何か、ちょっとうまく僕は逃げられたと思うんだけど、補正かなんかで特別に余分な

ものを組めば別だけれども、そういうことをしなければ、今ここで計算した数字については、僕は基金としてその部分は十分に積めると思いますね。

だから、基金として積まれてくることを期待を、期待というよりも信じております。

教育問題のほうをやらないといけませんので、時間の確保が僕は一番難しいと思っていたんですけれども、なぜかという、これは1時間、2時間増えたという問題ではなくて、その家庭の生活スタイルから子どもたちの日常、子どもたちの心の中の問題がすべて変わってくるんですよ。小学校1年生で週に2時間増えるなんていうことはね。

だから、そういう問題で、どうやってそれに対応してきたか、聞きたいです。

No.124 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.125 ○教育部長(竹原寿美雄君)

この新学習指導要領の完全実施につきましては、完全実施をするまでに現在、移行措置をとっております。

その状況を申し上げますと、小中学校で分けて申し上げますと、まず小学校では、21年度より既に全学年で一週間当たり1単位時間、授業時間数を増やして、新しい学習指導要領に対応をしております。

それで、23年度からは小学校の1、2年生の授業時間数を、週当たり1時間増やすことによって、完全実施ができるという措置を現在とっている最中であります。

それから次に、中学校のほうですが、選択教科と、それから総合的な学習という時間を現在減じて、1学年、3学年の数学と、それから2学年の理科の授業を週当たり1単位時間ずつ増やしており、新しい学習指導要領に対応することになりますけれども、最終的には平成24年度に1時間増やすことによって完結するということになると思います。

以上、終わります。

No.126 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.127 ○6番(杉浦光男議員)

はい、ありがとうございました。

要するに、移行措置の間で十分やってきたということですね。

そして教育長に、教育の最高責任者の教育長に、新学習指導要領における課題、教育長が考える課題があったら、課題だから、なければいけないと思いますが、言ってください。

No.128 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.129 ○教育長(後藤 学君)

課題として、第1番目に思いますのは、新聞等で報道されてご承知かと思いますが、今回の学習指導要領の改定は、学ぶ量、学習量が非常に増えているということです。

限られた時間の中で、教師がこれを子どもたちに教えていかなければなりません。

教えるに当たって、教師が一方的に子どもたちに教え込むということではなくて、今は子どもたちの自主性を尊重しながら、子どもたちの意見や考えを引き出しながら教えていきますので、そういった丁寧な授業をするために、教師の準備の時間もかなりかかるということになります。

そういった、ますます多忙化する教師のサポートをどうしていくかということが、1つの大きな課題だろうというふうに思っております。

それからもう一点は、今回、いろいろ新しい学習指導要領で内容が変わりましたが、中でも、その中で特に大切なのは、世界的な学力テストの結果で、日本の子どもたちは考える力、知識を活用する力ですね、この点において、ほかの先進国と比べてやや劣っているということがはっきりしました。

そういう力をつけさせるために、文部科学省は言語活動というようなことを言っておりますけれども、要するに自分の考えをまとめて、これを発表し、そして人の意見を聞いて、お互いにコミュニケーションを図るというようなことを、これは本来なら、国語科でやるわけですが、教科横断的と申しますか、すべての教科において、そういうことを行うようにということが求められております。

数学とか理科とか、そういった教科はもちろん、音楽とか体育とか、そういった教科の中でも、そういった自分の考えをまとめて発表してというような力をつけさせることに重点を置くような、そういう学習をしていくということが求められてまいります。

そういう点で、この面でも教師は非常に高い能力が必要とされますので、先ほどのサポートの面と合わせて、研修の面ですね、これについて教育委員会のほうでしっかり行っていかなければいけないと、そういう点が課題であるというふうに思っております。

以上です。

No.130 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.131 ○6番(杉浦光男議員)

今、課題を教育長に述べていただきましたので、課題は解決するためにあるわけですので、よく心して、その課題を解決していただきたいというふうに思います。

それから、時間の関係で続けて2つ聞きます。

外国人児童生徒で学校に来ていない生徒が、例えば家にはいるけれども、10歳なら10歳の子どもが家にはいるけれども、双峰小学校に通っていないよとか、そういう要するに学校に行っていない児童を、もしか把握していたら教えてください。

それから、その外国人の児童生徒を教育する上で、非常に難しい面がいっぱいあるかと思えますけれども、そういう難しい面、困難な面で、教育委員会として把握しているというか、学校現場から聞いていることがあったら、教えていただきたいと思えます。

No.132 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.133 ○教育部長(竹原寿美雄君)

2点、ご質問をいただきました。

1点目、外国籍の方で学校に就学をしていない生徒がいるかどうかという点でございますけれども、外国人登録がされておりまして、小中学校に入学していないというような、行方のわからない児童生徒が出た場合、いる場合には、教育委員会と学校がともに連携をして、その児童生徒の自宅に文書を持って配付をしたり、それから、その自宅を訪れて、当然行方がわからないので、まあ家族の方もおみえにならない場合がありますので、近所の方のお話、いわゆる情報を集めて、所在を確認する作業をしております。

本市の場合、そういう調査の結果、具体的にはブラジル人の学校に行かれてみえるとか、それから本国に帰られたとか、そういうようなことが判明してつかんでおりますけれども、現時点、本市の中で学校に行っていない児童生徒というのは、把握をしております。

それからもう一点、ご質問をいただいたのは、外国人の教育の問題で、何かあるかということですが、まず1点は、学校のほうからお話をさせていただいても、その外国籍の子どもの保護者のほうに、きちんと伝わっていかないという部分があります。まず、そういうことがあります。

日常の会話ができる程度になってきましても、授業の専門の言葉というのが、学習で使

う言葉が、なかなか理解が難しいという点があります。

よって、なかなか学力が向上しないというようなことを、学校の現場からは聞いておりません。

以上です。

No.134 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.135 ○6番(杉浦光男議員)

はい、ありがとうございました。

いろいろ外国人の児童生徒がいて、異文化と言えば、それはいいわけですが、それはもう実際の指導には非常に困難な問題があると思いますが、頑張っってやっていっていただきたいというふうにエールを送っておきます。

最後に、地域に根差した教育の問題ですが、ここで一言申し上げたいのは、教育はサービスではない。教育サービスではない。

サービスというと行政サービスは、ある意味では、みんな公平で画一的。行政サービスは画一的。公平に画一的。高い段階でも公平的。

教育は、もうそれと違って、人間性を持って、個々の一人ひとりに非常に違う問題を問いかけていく。

だから今、一番僕が思っているのは、非常に教育サービスの住民からの要求なり、思いが強いから、非常に問題が起きてくるのかなと。

No.136 ○議長(矢野清實議員)

発言者に申し上げます。

時間が4分を切っておりますので、簡潔にお願いします。

No.137 ○6番(杉浦光男議員)

だから僕は、教育サービスという視点ではつかまえてはいけないなというふうに強く思っています。

それから、もう少し教育の場合で言うと、費用対効果で、行政は費用対効果が前面に出てきます。だから、行政の視点と教育の視点は、やや別に考えないといかんというふうに思う面もあるわけでありませう。

これが、一番最後の地域に根差した教育の創造のところでのまとめでもあります。

どうもありがとうございました。これですべて終わります。

No.138 ○議長(矢野清實議員)

これにて、6番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後1時58分休憩

午後2時10分再開

No.139 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.140 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、ごみ袋有料化は断念せよという視点で質問をいたします。

ごみ袋の有料化の検討は、第5次行政改革の第1次アクションプランに、受益者負担の見直し策として取り上げられました。

有料化に当たっては、ごみ袋自由販売制からの切りかえ、販売店の登録の問題、さらに広域でごみ処理をしている本市が、単独でごみ袋有料化に踏み切ることが適当かなど、さまざまな検討課題が挙げられましたが、計画の最終年である平成21年度に結論が出せず、第2次アクションプランに引き継がれました。

現在は、可燃、不燃、プラ容器、生ごみと、市の全ごみ袋を対象に、有料化の検討がされています。

県内で、ごみ袋にごみ処理費を上乗せしている自治体は、2町に過ぎず、指定ごみ袋の製造、販売手数料分のみ上乗せをしている自治体が12あります。

本市の行革に書かれているごみ袋有料化の効果は、ごみの抑制と財源の確保ですが、実施している市町に聞いたところ、資源ごみの分別意識は定着したものの、ごみの総量は減っていない。抑制効果は、初めは見られたが、長続きはしなかったとのことでした。

どうやら、有料化によるごみ減量は、たやすいことではないようで、市民負担増だけが残る結果にもなりかねないという印象を持ちました。

本市は、市内の約28%の世帯を対象に生ごみ回収を実施し、協力世帯に1枚約12円の袋を無料配布しています。

生ごみ用袋は無料のまま、燃えるごみの袋のみ有料化すれば、生ごみを回収していない地区から不満の声が出るでしょうし、生ごみ袋に処理費を上乗せすれば、とんでもない

金額となり、面倒な生ごみ回収の協力が得られるかは疑問です。

ごみ減量、ごみ処理コストの削減や分別の徹底など、有料化の前にやる必要があります。一部の地域のみを対象とする生ごみ回収、この特殊事情を抱えている本市が、ごみ袋の有料化を掲げることに無理があり、検討に時間を割くこと自体が浪費です。

即刻、断念すべきだと考えますが、市の見解をお聞かせください。

次に、農地の保護と景観を守るため農地転用の規制強化を求めて質問をいたします。

農地法などで転用が厳しく規制されている農地が、申請書類の体裁さえ整っていれば、比較的安易に転用が許可されている実態があります。

昨年発覚した豊田市の優良農地の不正転用事件は、行政のずさんな審査や、農地を高値で売却したいという地主側の思惑が浮き彫りになり、関係者からは審査の厳格化など、チェック体制を早急に見直すべきだとの声が上がりました。

豊明市においては、市街化調整区域で無断で農地転用をした疑いが、ここ3年間で18件、8,500平米見つかっています。

一例ですが、1,205平米の水田が埋め立てられ、資材置き場として使用された件については、農業委員会に転用申請の記録はありませんでした。

税務課は、課税のために市内を3地区に分け、無届け、無許可による農地利用や、建造物などのパトロールを実施し、そうした事実を確認すると、地主に課税の変更通知を行います。無断転用の18件は、このパトロールにより見つかりました。

しかし、縦割り行政ということもあり、また個人情報保護の観点から、農業委員会に情報の提供は行えないと判断しているようです。

転用で評価が上がった分の課税はしても、無断転用の罰則は、昨年12月の法改正で強化されたところですが、法人の場合は3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられる可能性を、市は見逃していることとなります。

無断転用は、地主が知らずに行ってしまったというものもあると思いますが、悪質なケースも十分考えられます。

操業している段階での撤去や移転などは解決が長期化しますし、やり得となつては、法の趣旨は消えていきます。

特に、不正の可能性が高い露天施設、駐車場や資材置き場等への転用については、その対策の必要性があり、関係課が情報共有を行い、悪質なものに対し、始末書や追認ではなく、工事中止命令、原状回復命令など、厳格な対応をとる必要があると思います。

また、農地転用後、都市計画法の開発審査基準に反する建物の建設、又貸しなどの行為に及ぶケースもあります。市民から苦情や通報が届いています。

優良農地を保護するとともに、景観を守るという点からも、無秩序な開発を防止し、合理的な農地利用を行えるよう、農地転用の申請という入口のところで規制を強化し、適正な運用に努めるよう求めます。

質問の3つ目。障がい児者のサービス、施設の拡充を求めて質問をいたします。

平成 21 年度末の障がい児者の数は 3,066 人と、年々増加し、多くの方々が自立を目指し、また日々の生活を支えるために、さまざまなサービスを利用しています。

障がい者福祉サービスの担い手は、社会福祉法人やNPO法人が主ですが、市内のサービスや施設が不足しているため、市外のサービスを利用している人が相当数います。

移動が困難な人にとって、市内サービスの不足は、閉じこもりや家族の負担増に加え、自立を阻み、障がいの重度化を招きかねないことから、身近なサービスの拡充は、ぜひとも進めていただきたいところです。

障がい者福祉サービスにかかる費用は、一部を除き4分の3が国・県からの負担金や補助金で賄われます。平成 22 年度の予算額は約5億円で、そのうち2億円が、市の財源から支出される見込みです。市外のサービス利用増加は、これらの財源を市外に流出させることとなります。

福祉サービスに充てられるお金は、人件費が大きなウエートを占めます。福祉は捨て金と思われてきた向きもありますが、その発想を逆転させると、サービス拡充は雇用の創出であり、労働者の財布を潤し、消費を拡大させる経済効果へと期待をつなげることができます。

国・県からもらえる財源を市内で循環させる、福祉事業を活性化策の一つととらえる、このセンスを持っていただきたいものです。

こうした視点を踏まえ、障がい者サービスや施設の充実の必要性、意味をどのように考えるか、お答えください。

また、地域活動支援センターは、働くことが困難な障がい者の日常活動をサポートする福祉施設で、市が実施主体となることから、市の負担率は約5割と高く設定されています。

瀬戸市、日進市、長久手町には3カ所、東郷町、みよし市には2カ所のセンターが設けられておりますが、本市には1カ所しかなく、満杯の状態にあるため、市外施設の利用が市内を上回っています。

市民の税金を市外に流さないためにも、地域活動支援センターの増設を求めます。

市内の障がい者が身近なところでサービスを受けられるよう、社会福祉法人やNPO法人が福祉サービスや施設の拡充に踏み出せるよう、市として保護、育成、支援を進めるべきだと考えます。

近隣自治体が行っている支援策については、事前にお伝えしてあります。これらを参考に本市での取り組みを求めます。

最後の質問です。市民からの苦情、要望、提言の扱いについて。

市長への手紙やメール、窓口での職員の対応に不満を持つ市民が、少なからずいらっしゃることを、市はどれぐらい認識しているのでしょうか。

民間の場合は、苦情処理が死活問題となり、売れる商品、利用してもらえるサービスへの進化こそが、生き残りの生命線となります。

行政でも「市民満足度」という言葉が使われるようになりましたが、その意味が正しく理

解されているかどうか、あやしいところです。

特に、市の方針や政策に関する提言、職員の態度への批判など、行政にとって少々耳の痛い内容や、クレームへの対応が特にひどいとの声を聞くことが、しばしばあります。

行政からの情報発信が不十分だったり、説明不足による問い合わせ、個人や地域固有の要望も含め、それらは市民の声を映す鏡であり、行政にとっては宝物箱だととらえるべきです。

市民一人ひとりの声に真摯にこたえること、これこそが市民満足度を上げていく基本ではないでしょうか。

また、市民参画、協働の潮流にあわせ、パブリックコメントや市の附属機関への市民公募、相羽市長の看板事業となったアイデア五輪など、取り組みをされてはいるものの、アライバづくりやパフォーマンスとしか思えない部分もあります。

対応する職員の資質の問題と、市の姿勢や取り組みの問題の両面があるかと思いますが、真の市民参画、行政の意識改革を進めるために改善すべき点はないのか、ただしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

No.141 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.142 ○経済建設部長(三治金行君)

経済建設部のほうに2項目についてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1項目目のごみ袋有料化は断念せよについてでございますが、愛知県内において、ごみ処理費用を上乗せして、ごみ袋を販売しているのは、議員がおっしゃるとおり2町でございます。

また、本市におきますごみ袋の製造は許可制となっており、市場においては自由取り引きがなされています。

市場におけるごみ袋の在庫の調整、また東部知多衛生組合構成市町との足並みなど、こういうことも含めまして、本市におけるごみ袋の有料化への移行については、難しいものと考えております。

しかし、県内での動向を見守る必要もあると考えております。

ごみの減量につきましては毎年、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の3種類について、そのごみ袋の中身の詳細な調査を実施し、その結果を公表し、分別の徹底を呼びかけております。成果は上がっているということと理解をしております。

家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみの量は、21年度は約1万1,952トンであり、前年度と比較しますと、326トン減少しているところでございます。

また、ごみの処理コストにつきましては、19年度に委託料の大幅な見直しを行っておりますが、今後もさらに削減できるよう努力をしております。

2項目目の農地保全のための農地転用規制強化についてでございますが、農地転用の第4条、第5条の許可申請書は、農業委員会の意見を付して愛知県に書類を進達し、愛知県知事名にて許可証が交付されます。

許可後は、定期的に愛知県において、農業委員会の職員とともに履行確認を行っております。

未着手等の履行確認ができない箇所につきましては、工事履行促進の催告を行っております。

不正使用が確認された場合は、指導を行い、勧告から原状回復命令へと移ります。

履行確認時において、完了が認められれば、農地法の指導は終わることになります。

このように、申請、許可、履行確認について、厳格に進めているところでございます。

無断転用の調査につきましては、農業委員と事務局職員により恒常的に行っており、無断転用を発見した場合には、指導を行っております。

転用許可の相談があった場合には、他法令の許可等を必要とする案件については、事前に関係課との協議をしております。

また、他課からも、土地が農地の場合は、農業委員会へ協議があります。

農業委員会の方針として、無断転用は認めないという強い姿勢で対処しているところでございます。

転用許可を受け履行確認後において、目的外使用が発見された場合、他法令に及ぶものについては、関係部課にて指導を行っております。

終わります。

No.143 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.144 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より市の障がい児者のサービスは市内でについて、ご答弁を申し上げます。

現在、市内の障がい福祉サービスの担い手は、社会福祉法人及びNPO法人等であり、ご指摘のとおり、施設も人材も不足しているというのが、現状でございます。

入所施設等は、もともと広域的な施設であるため、他市町の施設を利用させていただいているわけでございますが、今後、通所利用の障がい者等が、親の高齢化などで自宅で

暮らせなくなった場合を想定しますと、やはりそのような入所施設も必要になると考えております。

通所施設につきましては現在、社会福祉法人豊明福祉会及び社会福祉法人福田会等が中心となって、サービスの提供を行っております。

また、平成 20 年度からは、NPO 法人とも契約をして、地域活動支援センターとして活動をしてもらっております。

今後は、さらなる障がい児者福祉サービスの展開に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.145 ○議長(矢野清實議員)

平野市民生活部長。

No.146 ○市民生活部長(平野 隆君)

私のほうからは、市民からの苦情、要望、提言の扱いについての答弁をさせていただきます。

一般的な答弁となりますことを、ご承知ください。

市長への手紙、ファクス、Eメールにつきましては、市民の方から市政に関して多くのご意見、ご提言等をいただいている状況であります。

そのいただいた内容によっては、返事等が多少遅れるとかということではありますが、基本的に回答、または礼状等をお出ししている状況であります。

なお、回答につきましては、できるだけわかりやすい表現で、いわゆる専門用語でありますとか、行政用語を多用しないよう、ふだんから心がけているつもりでございますので、今後においても、そのような取り扱いにしていきたいというように思っております。

また、毎年5月号の広報におきましては、このメール等々のご案内と、前年度に市民の方からいただいたご意見等の項目別の件数等もお知らせしているという状況下であります。

さらに、市のホームページにおいては、平成 20 年度から公開することに公益性があると認められるご意見、ご提言について、個人情報に十分配慮した上での公開をさせていただいております。

いただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、行政を行う上での参考とさせていただきます。

なお、壇上で言われました職員のほうから、あるいは市の行政のほうからの説明不足、あるいは職員に対する資質等々の指摘がございましたけれども、そういう点があれば、反省すべきは反省し、指導をしていきたいと、そのような考えでおります。

以上で終わります。

No.147 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.148 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、ごみ袋の有料化から再質問をしてみたいです。

有料化については進めるのか、進めないのか。いろいろ課題があるということはおっしゃったんですが、結局はどういうことなんでしょうか、お願いします。

No.149 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.150 ○経済建設部長(三治金行君)

先ほど、いろいろ課題を申しましたけれども、なかなか難しい状況ということをお知らせさせていただきました。

ということではありますが、行政改革のほうでも一応計画ということで検討されると、していくということで載っておりますので、現在のところは難しい状況であるということのご報告をさせていただきます。

終わります。

No.151 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.152 ○15番(山盛左千江議員)

すみません、難しいけれども、行政改革に載っているの、検討は進めるということなんでしょうか。

私が壇上で申し上げましたとおり、生ごみの堆肥化をしているものですから、そういったことをどうクリアしていくのか。その点については、相当困難だと思いますが、どうなんですか。

No.153 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.154 ○経済建設部長(三冶金行君)

先ほど申しましたけれども、愛知県内では2町しかしていないと。その他のしているところについては、売捌手数料ということで、上乘せをしているということでございます。

また、市長会等の環境部会においても、重要な課題ということで出ているところでございます。

まあそういう中で、豊明市においては、特別に生ごみということの内容が、堆肥化事業を行っておりますので、これらについての考え方を整理するのも、なかなか難しい状況であるというふうには理解をしております。

しかしながら、これを今、できないということではなくて、難しい状況にあるので、いつになるか時期は申せませんが、検討の中に入ってくる内容であるというふうに思っております。

それは、先ほど申しました市長会の環境部会のほうでも、各市からいろいろ話が出ている状況でございます。

豊明市がどうなるかということも、その中で話をしておりますけれども、現在、多くの市町では、まだ結論を出せなくて、進めるような状況の話が出ておりませんので、豊明市もそれに沿った形のもので進めてまいりたいと思っております。

終わります。

No.155 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.156 ○15番(山盛左千江議員)

現場としては、相当にやりにくいけれども、上がってしまっているの、早々におろせないという、そんな感じが伝わってきましたが、有料化に向けて検討に時間を割くぐらいであれば、ごみをいかに減らすとか、分別をいかに進めるとか、そういったことに時間を割いていただきたいというふうに、特に思っています。

ごみ処理のコストについては、1トン当たりを出していただきました。可燃ごみについては、1トン当たりの処理費が3万4,000円、不燃ごみは3万1,500円、生ごみは8万1,800

円、プラ容器については5万9,200円、資源ごみが1万4,900円というふうに、21年度実績で数字をいただきました。

これを見る限り、どこが処理コストをたくさん食っているかということは、明らかでなくて、ごみの処理費を袋に上乗せをするときの課題というのは、ここにも十分見えてくるかと思えます。

それと先ほど、ごみの組成調査をやっているというふうに言われました。ごみは前年に比べて相当減ったというふうにも言われました。

近隣にも聞きましたけれども、21年度にごみの総量が減ったのは、豊明だけじゃなくて、もう全部そうですね。この不況の折、皆さんが消費を控えたということもあって、ごみが相当に減っているように私は理解しています。

それで、そのごみの組成調査を21年度にやられたその結果で、例えばゆたか台ですけれども、不燃ごみのほうの調査をされて、44.8%が不燃ごみだった。可燃ごみが13.8%混ざっていて、資源ごみが27.6%混ざっていたと。要するに、不燃ごみの分別が半分以下しか、ちゃんとできていないという結果でした。

東沓掛について、可燃ごみの組成調査をされて、53.8%が可燃ごみであるけれども、不燃が2.6、資源ごみが43.6%混ざっていたと、こういうふうに、市のほうは結果をホームページで公表していらっしゃるわけです。

こういったことをどんどん進めていって、皆さんに分別の必要性を訴えていかないと、財政が厳しいから有料化みたいなことで、そういう議論も出てくるかと思えますので、私が申し上げましたとおり、まずは、このところではないかと。

いかにコストを下げるか、そして分別を徹底して、正しくごみを出してもらう。そういったことに、まずは全精力を注ぎ、有料化の検討はその次だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

No.157 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.158 ○経済建設部長(三冶金行君)

確かに、ごみが減量した理由につきましては、ごみの詳細な分析を行いまして、それをフィードバックしながら、分別の意識が皆さんに出てきたというようなことの中で、減少されてきたというふうに思っております。

これは昨年度だけではなくて、18年度ぐらいから減少しているということで、それらについては、市のそういうことについて住民の方のご理解が得られてきたなというふうに思っております。

それから、さまざまな呼びかけということで、資源ごみの分別が進んでいるということも、

一つ挙げられるのではないかと考えております。

そのほかには、レジ袋の有料化を実施した効果もあらわれてきたということで、量の減量がされてきたというふうに考えております。

終わります。

No.159 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.160 ○15番(山盛左千江議員)

ですので、そういったごみの分別、コストの縮減を第一に考え、うちには問題があるわけですから、有料化には取り組まないというふうに、ぜひここでお答えをいただきたいんですけども、行政経営部長が横にいますので、まあ言いにくいんだと思いますが、いつまでも検討、検討と並べていても仕方がないわけですし、本当に検討していても、結論が出る問題とは思えませんので、できるだけ早く手を下げると、そういうことを内部で調整していただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

農地転用のほうに行きますが、今、答弁の中で、農業委員の方たちが通常パトロールをしていらっしゃる。発見したときは指導しているというふうに答弁がありました。ここ数年のパトロールで発見した数、指導の内容をお願いします。

No.161 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.162 ○経済建設部長(三冶金行君)

パトロールについては、総会の議題の中の確認をしながらパトロールをしているところですが、直接、その会議の中でのご報告というのはありません。

その会議の後に、事務局のほうにご連絡のお話があり、それを整理してきているところでございます。

終わります。

No.163 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.164 ○15番(山盛左千江議員)

別に、会議の中でも外でもいいんですけども、そのパトロールによる発見件数と指導内容を教えてください。

それから、先ほどの答弁の中で、ほかの課からの情報を、農業委員会と協議しているというふうな答弁があったかと思いますが、それはどういったことなんでしょうか。

私が申し上げた19年から21年までの3年間の無断転用18件は、農業委員会のほうに連絡があったというふうに理解していいのかどうか、お願いします。

No.165 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.166 ○経済建設部長(三治金行君)

今のお話の中の件ではなくて、農地を転用する場合は、都計法にかかわる開発行為、こういうことも含まれておりますので、それらの中で調整をしていく、打ち合わせをしていくというようなことでございます。

終わります。

No.167 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.168 ○15番(山盛左千江議員)

件数と指導内容について答弁がありませんので、もう一度お願いいたします。

それから18件については、農業委員会に連絡があったのか、なかったのか。それだけで結構です。お答えください。

No.169 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.170 ○経済建設部長(三治金行君)

18 件についてはございません。
終わります。

No.171 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.172 ○15番(山盛左千江議員)

ですから、パトロールで発見した件数と指導の内容を答弁してください。
それから、農業委員会のほうには税務課が見つけた 18 件の連絡がないということは、その中で情報が行き交っていないということです。
ですから、なかなか農業委員会だけで探そうと思っても、今さら人をつけて探すのは予算もかかりますので、同じ役所の中なので、情報を共有したらどうですかということで質問をしておりますが、それはやっていただけるのでしょうか、お願いします。

No.173 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
三治経済建設部長。

No.174 ○経済建設部長(三冶金行君)

税情報の中の内容につきましては、農業委員会のほうにはお話がございませんので、それについてはお答えはできませんが、現地調査については農業委員会等の事務局職員によって恒常的に行われておりますので、無断転用を発見次第、そういうところにつきましては指導を行っております。
終わります。

No.175 ○議長(矢野清實議員)

平野市民生活部長。

No.176 ○市民生活部長(平野 隆君)

今、18 件、それから 8,449 平米という数値が取り出されておりますけれども、これは税務課のほうで地方税法に基づく現地調査をしたところ、税務課というものは、現況に基づいて基礎調査をして課税をするということで調査をするわけです。
その調査に行ったときに、田んぼ、または畑課税から、農地以外に現況がなっているか

ら、以後、この継続のままですと、登記地目にかかわらず、田んぼであろうが畑であろうが、登記地目ではなくて、課税上の現況地目が変わっているということであるとすると、それは本来のその現況で課税するわけです。

本来、田畑で使うというふうに、また通知を出しますと、元の農地に戻していただける方もみえるものですから、このままほかっておくと、もう完全に、例えば雑地とか、そういった課税に変えますよという、そういう適正調査のための件数が、その件数ということ、多分窓口で件数だけについては教えたんだと思います。

それから、その内容を他課に教えるということは、地方税法の第22条に、これは違反しますので、農業委員会だろうがそういうところには、内容、ここに行ったらこういう状況でしたから、どうかしてくださいとか、そんなような情報は、たとえ内部であっても、それはお教えできませんということだけ申し上げておきます。

終わります。

No.177 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.178 ○15番(山盛左千江議員)

市長にお伺いしますが、きょうだったかな、庁内の情報システムについて、今見直しを進めている中で、情報は生かしていくことが重要だというふうに言われましたよね。

今、地方税法云々というような話があったんですが、個人の名前と、何々さんが幾らぐらい課税が上がる、下がるということは税情報でしょう。

ですけれども、そうではない情報であれば、それ以前の情報であれば、別に私は法に抵触するわけでもないですし、最初から税務課のほうに農業委員会のほうから一緒にパトロールをしましょうとか、そういう協定を結んでいくとか、目的をきちっと定めておけば、何ら問題はないわけですよ。

そういう工夫をしていかないと、18件はそのままですし、何ですかね、乱雑なというか、虫食いのような農地転用が野方図に進められていってしまうわけです。

それを、どういうふうにしたらとめることができるでしょうかという質問なわけで、ああですからできません、こうですからできませんと言うんだったら、前に進まないわけです。だったら、農業委員会のほうでパトロールを徹底したらどうですか。

私が何回お聞きしても、発見件数も指導の内容も具体的に言えないということは、やられていないというふうに思えちゃうわけです。

それはどうなんですか。何かやれますか。

No.179 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.180 ○経済建設部長(三冶金行君)

先ほどの当初のお話の中の件数については、申しわけございません、把握をしております。

しかしながら巡回の中で、自家用車の駐車場の増床を行っているような事例だとか、それから無断転用を未然に防いだり、こういうことはやっておりますので、農地のパトロールの中では十分に生かされていると思います。

今後の話になりますけれども、従来も今も、パトロールについては、農業委員また事務局職員もやっておりますが、さらに、それを強くやってまいりたいというふうに思っております。

No.181 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.182 ○15番(山盛左千江議員)

個人情報保護とか、そういったいろんな法律によって、こうした情報が共有しにくいということはあるんですけども、工夫次第なんですね。

先ほど申し上げましたが、個人情報保護条例においては、別にそれは絶対だめだというふうには書いてないわけですよ。

目的がきちっとしていれば構わないわけですし、また個人情報審査会にかけて、これは合理性がある、その必要があるというふうに判断されれば、情報を共有することができる、そういうふうに条例に書いてあるわけですから、そこら辺をうまく使って、行政が二重、三重に行わなくてもいいようにしていく、その努力が必要かと思いますが、答弁をいただけますか。

No.183 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.184 ○経済建設部長(三冶金行君)

その点につきましては、先ほど税務の関係のお話がありましたけれども、一応話をさせていただいて進めさせていただきたいと思います。

終わります。

No.185 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.186 ○15番(山盛左千江議員)

情報が共有されたと、発見されたということで、次に進みたいんですけども、じゃ不正使用や無断転用が発覚した場合、見つかった場合、どのようにしていくのか。今までと違った、私は強化をしてくださいというふうをお願いをしているわけですが、強化策についてはどのようなことが考えられるでしょうか、お願いします。

No.187 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.188 ○経済建設部長(三治金行君)

無断転用ということで、そういうことが発見された場合に、他法令に抵触する場合におきましては、担当課に通報して、場合によっては合同の指導を行っていくと。

農地法のみであれば、単独で農業委員会のほうで指導をしていくというふうになろうかと思えます。

終わります。

No.189 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.190 ○15番(山盛左千江議員)

参考までに申し上げておきます。

長崎県においては、農地違法転用の規制の厳格化ということで、追認は認めないというふうにしっかりとうたっています。

これは愛知県の審査基準の中にもそういった項目が入っておりますので、それをきちっと準用しているというふうに理解をしています。

今、言われたように、不正が後から見つかったときに、追認していたり、始末書で済ませていては、何もならないわけですから、そういうことは認めませんよというふうにはっきりうたうことで、無断転用がなくなるというふうに考えますので、そういった方法をとっていただきたい。

それから、岡崎ですけれども、特に露天の施設については、基本的に永年転用は認めないんですよ。8項目限定してしまっ、それ以外の永年転用は認めませんよというふうに言います。

とりあえず、3年間の一時転用で許可をします。その期限が切れそうなときになって、信頼性があり、きちっと転用したその目的を達成するというふうに判断された場合、初めて永年転用というふうに許可を出すという二段構えでやっていました。このぐらいのことをやっていかないと、なかなか農地は守れないというふうにも思います。

うちは昨年でしたか、粘土の採取のときにフェロシルトが入っていたということもあって、条例で規制をいたしました。

そういったふうに各自治体がいろいろ工夫をすることで、より規制強化ができるということもあります。

それからもう一つ、環境条例を制定して網かけをするということもあります。さまざまな方法がありますので、私の提案、また他市町の参考事例をもとに、何かしらの取り組みがしていただけるのかどうか。検討していただけるかどうか、ご答弁ください。

No.191 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.192 ○経済建設部長(三治金行君)

窓口でそういう対応に対しましては、まず一つは、必要以上に負担をしては好ましくないというふうに思っております。

それから、土地利用につきましては、地権者の権利もござい。無秩序な開発防止につきましては、農地法などで規制をされているところでござい。

したがって、適切に農地法の申請が出れば、愛知県のほうで審査をしていただき、適正な許可を出してくるという形になっておりますので、この基本線は持っておりたいと思います。

今、議員がおっしゃるようなことは一度、勉強をさせていただきたいと思。

終わります。

No.193 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.194 ○15番(山盛左千江議員)

私は愛知県の審査基準をもとにお話をしておりますし、よその例も、もちろん農地法とかにちゃんとのっとなって、それを逸脱するようなものではありません。

運用の方法を工夫することで規制を強化していくという姿勢を示す、それが大きな効果につながるということです。前向きに対応していただきたいというふうにお願いをしておきます。

障がい者のサービスのほうに移りますけれども、市内のサービスは人的にも、それからハードの面でも不足しているというふうにご承知していらっしゃる。それは共通認識が持てたというふうに思っています。

それで、そこから先なんです。どのようにして、その不足している人材を育成するのか、増やしていくのかということが問題になるわけですが、この点について私は事前にこれもお話をしておいたわけですが、何かやっていたらいいようなことがあるのでしょうか、お聞かせください。

No.195 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.196 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

やはり担い手の育成が大変重要だと考えておりますので、まずやはり障がい者福祉にかかわる人材の育成が必要かと思えます。

障がい者福祉にかかわります社会福祉法人やNPO法人の活動紹介や啓発、それから、そこら辺のボランティア活動への参加によるボランティアの育成、そういう中で新たなNPO法人の立ち上げにつながれば、障がい者の方にとっても新しい選択肢が増えて、大変いいかと考えております。

また、現在は教員免許の関係で、福祉施設での実習が、何か必須となっているようでございますので、そういった福祉に関することの裾野は、これから広がっていくというふうを考えております。

終わります。

No.197 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.198 ○15番(山盛左千江議員)

ごめんなさい、議長、何時までですか、私の時間は。

No.199 ○議長(矢野清實議員)

あと 18 分。

No.200 ○15番(山盛左千江議員)

あと 18 分ということは、10 分ぐらいまでですね。はい、わかりました。ごめんなさい。

そういったことにどんどん取り組んでいただくことも、大いに結構ですけれども、私がお他市町の紹介をさせていただいたのは、日進市や長久手町は地域活動支援センターですけれども、利用単価を一律 5,020 円というふうに決めています。短い時間であろうとも、長い時間であろうとも、同じ単価ですよ。

障がいを持っている人たちというのは、長い時間そこにいるという、作業をするということがなかなか困難で、体調が悪くなって早く帰る人もいらっしゃると思います。

ということなので長くても、あるいは短くても同じ単価ということで、それを支援する施設の人たちの活動をサポートするという意味もあって、単価を上げておりますし、瀬戸市については、公共施設を無償で貸与しています。

尾張旭市については保健福祉センター、市の施設ですけれども、そこを利用して、法人に委託をして業務をやっていただいています。

みよし市については、指定管理者制度の対象として、市がきちっとお金を投じて、この事業をやっているというふうに、他市においてはNPOにさあやれ、頑張れと、それだけでは、やはり進まないんですよ。それで、いろいろ手だてを講じていらっしゃる。

そういったことで、市外でのサービスが多いので、市内の足りない分は、市外のほうに利用がいつてしまう。それでお金がどんどん流れていくということになっているので、それを少しでも食いとめることが必要ではないですかというふうにご提案をするんですけれども、他市の例で少しでも参考にできることがあるのか、お聞かせください。

No.201 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。
神谷健康福祉部長。

No.202 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、ご提案をいただきました地域活動支援センターと市との契約単価の関係でございますが、今、財政状況が厳しいということで、その契約単価の引き上げというのは、なかなか難しいかなというふうに考えております。

それから、公共施設の利用等につきましては、議員が申されておりますのは、障がい者の方の就労だとか、日中活動のことを、いろいろおっしゃっていると思いますが、今、市内でいろいろ不足しておりますのは、例えば知的障がい者の方であれば、市内に入所施設がないということで、市外へ入所されております。

それからあと、大変重度の、障がいの重い方に入る更生施設というものも、豊明市内にはございません。

例えば、そういった重度の方の施設がございませんので、本来は就労の場でございます授産施設のメイツに、限りなく障がいの重い方たちも入っておられている現状でございますので、そういった面が不足しておりますし、あと親なき後の生活の場ですね。そういったグループホーム、ケアホーム等も現在、市内では大変不足しております。

そういったことからいきますと、就労の場だけではなくて、そういった生活の場、それから入所施設等のことを考えますと、なかなかその公共施設の利用というのは、難しいかなというふうに考えております。

それで現在は、生活の場のケアホーム等につきましては、市内の法人の方に場所の確保にご努力をいただきまして、徐々に増えてきておりますものですから、今後も法人の方の場所の確保についても、ご努力をいただきたいというふうに考えております。

終わります。

No.203 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.204 ○15番(山盛左千江議員)

サービスは多種多様あります。それぞれについて充実していくことが望まれますけれども、差し当たって地域活動支援センターというのは、市への負担が大きいということ。それから間違いなく、もう市内よりも市外を利用していらっしゃる方が多いということ。施設としてお風呂が要るとか、とてもしっかりした施設環境を整えなくても、事業化できるというさまざまな点があるものですから、まず市の負担も大きい、ここからではどうですかというふうに考えるわけですが、わざわざ難しいのをやらなくても、できることからやりましょうということでお話をしています。

障がい者のほうはいろいろ制度が変わってまいりまして、新体系への移行期間が23年度が一応期限というふうになっていて、県はその移行への駆け込み、サービスの新法への駆け込みを予想して、来年度の補助申請の見込み調査をもう既に行っていて、9月24日だったか、締め切りが迫っているんですけども、これにNPOの人たちが手を挙げたいというふうに考えていらっしゃる。県のさまざまな補助事業に手を挙げていらっしゃるんですが、施設面積が足りないということで却下された。そういうことが現にありました。

前回もだめだった。私が質問したときも、ぎりぎりだったので22年度分は見送った。23年度分は、まあ今回間に合わなければ使えません。24年はもうありません。

そうすると、せっかく県からいただける補助金が使えないまま、それでサービスは充実しないまま終わってしまうということになるんですけども、この面積が足りないから断念せざるを得ないという、その部分を何とか超えるために、公共施設を使ってもらったらどうかというふうに考えるんですけども、これはいかがでしょうか、お願いします。

No.205 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.206 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

場所の確保については、いろんな方法があると思いますので、可能な方法で行っていたきたいというふうに考えております。

終わります。

No.207 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.208 ○15番(山盛左千江議員)

じゃ法人がサービスを提供するために、「場所の確保は自分でせい」というふうに今言われたわけですけども、じゃ家賃補助はできるんでしょうか。

公共施設を利用する場合の固定資産税の減免はどうなっているんでしょうか。22年度中が、固定資産税減免を考える検討の期限というふうになっていたと思いますが、あれもだめ、これもだめでは話が進みませんので、そういった点についてはどうなのかということをお答えいただきたい。

それからもう一つ、昨日の質問になりますけれども、校庭の芝生化の問題が質問されま

した。県の補助を活用するというふうに答弁がありました。

それから本日、教育において、外国籍の子どもへの支援ということで、これも県の補助を使ってやりたいというふうに答弁がありました。

ほかの課においては、こういったものをどんどん活用しながら、サービスや事業を進めていこうというふうに言っているのに、障がい者のサービスについては、目の前に、22年と同じだったら2,000万円、10分の10補助をしてもらえる。それをみすみす逃すんですか。自分で場所を探しなさい、頑張りなさい、そういうことなんですか。余りにもこれはおかしくないですか、同じ市の中で。

その芝生化については偶然、都市計画課から児童課の職員が聞いて、補助ができるかと県に確認したら、もう補助申請は締め切っていたけれども、何とか無理無理言って、先週の間、県にヒアリングに行ってきたと。何とか滑り込めようというふうに話を聞きました。こういうふうに努力をしているところもあるわけですよ。

だったら、やったらどうですかね。お金もない。だったら、余っている施設があるんじゃないですか。そういうところを使えるように、市が考えてやったらどうですか。

それもあいていない、使わせることができないというのであれば、家賃補助をするなり、固定資産税の減免制度をつくるなり、何かやらないと、私は国・県からの億のお金が外に逃げていきますよ、もったいないと思いませんかというふうに提案をしているんですが、再度、答弁をよろしくお願いします。

No.209 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.210 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

健康福祉部といたしましては、障がい者の方のサービスとか受け皿、選択肢は、やはり多ければ多いほどよいと考えております。

ただし、場所の確保等、条件がクリアされない限り、それは前に進んでまいりませんので、そこら辺はいろんな方法があると思いますので、考えていただきたいと思います。

あと家賃補助については、やはりこの財政厳しい折、考えておりません。

終わります。

No.211 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.212 ○15番(山盛左千江議員)

宮田部長にお伺いしますが、市内であろうと市外であろうと、障がい者がサービスを利用すれば、そのお金は出ていくわけです。国・県から一たん市のお財布に入りますが、それが市外の自治体、あるいは事業者に流れていきます。

そちらを選択するのか、それとも余ったところを何とか使ってもらえるように工夫をするのか、あるいは若干ではあるけれども援助をするのか、選択肢は3つあるかと思いますが、経済的ないろんな効果も考えて、行政経営部としてはどれが一番いい策だというふうに考えられますか、お願いします。

No.213 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.214 ○行政経営部長(宮田恒治君)

議員が言われるとおり、確かに福祉行政は市の重要な施策だと思います。

しかし、どの自治体も、そういった重要な施策を1つの自治体ですべて賄っていくことがいいかと。まあ今の財政事情もかんがみますと、確かに1つの自治体ですべての福祉行政を賄っていくというのは、非常に厳しい状況でもあります。

そして、同じ共通のような行政目的のためには、重複するような行政は、逆に広域的な視点を持って行政を進めるのも一つの方法だと思います。

今の豊明市の福祉行政は、1つの施設を核として、そこで足りない分は広域的な福祉行政をやっていこうというのが、まあこれが一番いいのではないかという形で進めております。

以上、終わります。

No.215 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.216 ○15番(山盛左千江議員)

私は、あれもこれもすべて市内で賄えなんて言ってないんですよ。1人の方しか利用者がいらっしやらないような、そういう目の不自由な方とか、そういうのはそんな、豊明でそれをやれとは言いません。いや、別にやってもいいですよ。

そしたら、市外から、県内からいっぱい利用者がいらっしゃるわけですから、ほかからお金が入ってくるので、やってもいいですけども、まずは市内でサービスがなくて、あふれている分をフォローできるような、そういったことが必要ではないかということをお願いしておりますし、広域的な行政はある程度意味のあるものもあると、それは理解しておりますが、私は前回の一般質問で一般競争入札のことを質問いたしました。

そしたら土建業界のこと、まあ土木建設なんですけれども、市内業者を守らないといかんの、一般競争入札はしないと。市外や県内に事業が流れるようなことはしないんだというような答弁をされたわけですよ。

その答弁と、今言われたことと、私はとても矛盾していると思うんですが、いかがなんでしょうか。

No.217 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.218 ○行政経営部長(宮田恒治君)

前回にお答えしたのは、入札改革についてお答えをいたしました。

市が発注する公共投資事業費が、市内の企業が受注する機会を拡大することによって、雇用も生まれ、市内の経済も発展するだろうという考えでお話をいたしました。

しかし、今回の福祉行政を同じ視点でとらえることができるのでしょうか。これは非常に難しい分野だと思います。

市内の中で完結できる事業もあれば、逆に広域的な行政メリットを使って行政を進めるといっても、一つのメリットではないかと思います。

終わります。

No.219 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.220 ○15番(山盛左千江議員)

何度言っても、もう話が通じないなという気がします。

何もかもすべてとは言っていないんですが、市内の中で完結できる部分があるわけです。そういったものについては、市内のものは市内でお金を回すというセンスを、工事ではなく福祉の中にも見つけていく、見出していく、そういった考え方が、私は十分成り立つというふう

に思っておりますし、今、民主党も、私は党は関係ありませんが、菅 直人はそういうふう
に言って、内需拡大を進めているわけです。国はそういった方向に動いているんですよ。
そのことをきちんと理解していただきたいというふうに思います。

それから、市民の苦情、要望、提言について質問を変えていきますけれども、回答が
わかりやすい表現にするとか、行政用語は使わないとか、そういうことで市民が怒ってい
るんじゃないんですよ。

幾ら接遇研修をやって、丁寧な言葉遣いでにこにこ対応してもらっても、その答えの内容
がなっていないければ、市民は満足しないわけですよ。その本質がわかっていないんじゃな
いですか。

逆に私は、はぐらかしている気がするんですけども、本当に正直、この答弁について
は不愉快でした。

それで、公務員らしからぬ無礼な言葉とか、それから市民を傷つけるような態度をとった
例もあります。そうした通報があった場合、その職員に対して指導、あるいは研修というも
のは必要だと思います。

反省をして指導したいというような答弁もありましたが、その点について再度、お答えを
いただきたいということと、それからクレームは、まあいろいろあるんですが、そのクレーム
分析は行っているんでしょうか。

傾向と対策というのをきちっと行っていくと、行政の苦情というのは激減してくるんじゃな
いかというふうに考えますが、窓口のものは窓口で、あるいは市長への手紙やメールは各
課に回して、それで終わりというのでは、私は本当にもったいないというふうに考えますの
で、クレーム分析、傾向と対策を今後やるつもりがあるかどうか、よろしくお願いいたします。

No.221 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.222 ○行政経営部長(宮田恒治君)

窓口の接遇サービスというのは、もう市民に対してのサービスの第一歩だと考えており
ます。

そこで、市の職員については、これまで接遇リーダーの研修、それからCS研修、この2
つは、いずれも窓口に対する身だしなみ、電話の応対、市民の方に窓口でどう対応するか
というような研修であります。

そして、ここで培った研修は、すべてまとめてあります。マニュアルとしてつくってあります
ので、それを庁内のイントラで、全職員がそういった情報は見られるようにしてあります。

そしてもう一つ、今この2つの研修だけでは足りない部分が出てきました。それはますま

す行政の高度化、それから窓口での困難さがちょっと高くなってきましたので、今はクレーム研修という研修を、また改めて始めました。

これは職員がそれぞれの個々の窓口で、実際にあったクレームを題材にして、事後で研修をし直すというものであります。

これについても、そういった事例をもとにどう対応していくかという、これもマニュアルがつくってあります。

それから、窓口でトラブルがありますと、これは秘書政策課のほうにも、同じようなクレームが上がってきます。市民の方がおみえになります。そこで十分話を聞いて、その情報はもう一度、窓口のあった担当部署に戻しまして、そこでまた秘書政策課長が指導しながら、そういったクレームには対応してっております。

以上で終わります。

No.223 ○議長(矢野清實議員)

山盛左千江議員に申し上げます。

時間が2分しかございません。簡潔にお願いいたします。

山盛左千江議員。

No.224 ○15番(山盛左千江議員)

やはり何か伝わってないんですよね。マニュアルをつくるとか、クレーム研修じゃないんですよ。

上手に対応をして、クレームをかわすのではないんですよ。言っていること、不満に思っていること、やったらどうかというふうに提言をしていらっしゃることを、いかに実現するかということなんですよ。それがかなっていかないから、市民は不満だというふうに思うんですよ。

わかりますか、その違いが。私の言っていることと、今そちらが「やる」と言っていることの違いがわかっているのかどうか、とても不安です。

それから、市民の提案を生かすという点で、アイデア五輪がありましたね。この受賞された金・銀・銅以外のいろんな提案については、どのように生かしていくんでしょうか。

それから、議会関係のアイデア五輪の提案は、議会に実のところは報告がありませんでした。行政改革推進委員会のほうには議会に報告するというふうに言われましたが、報告は議長、ありませんでしたね。

No.225 ○議長(矢野清實議員)

あと1分。

No.226 ○15番(山盛左千江議員)

ということでしたので、その市民の声が活かされていないということも、もう一度自覚していただきたいと思います。

そのことについては、今後どう生かすのかを答弁をいただきたい。

それからもう一つは、たまたまガバナンス、人材を育てるということで、自治体の職員のあり方というのは、今すごく注目されています。

これは読まれましたか。8月号です。今、とっていらっしやいますよね。それを購読すれば、今、私が何を言って、何を市民が求めているかというのはわかると思います。

改善点について再度、ご答弁をお願いいたします。

No.227 ○議長(矢野清實議員)

あと 30 秒です。簡潔をお願いいたします。

宮田行政経営部長。

No.228 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それぞれの窓口、市長への手紙とかメールとかに、いろんな提案が来ております。そういった提案については、秘書政策課の中でも、提案については財政改革でありますとか、職員の問題、いろんな提案がありますけれども、いろんなプランの中にそういった提案は生かしているつもりです。

また、アイデア五輪の中にも賞に漏れた案件がありますけれども、これについても貴重な意見でありますので、今後の施策に生かしたいと思います。

終わります。

No.229 ○議長(矢野清實議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月3日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時11分散会

